午前１０時３０分開会
○岩佐委員長　おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。
　傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、どうぞご了承ください。
　欠席届が出ています。生涯学習・スポーツ課長、施設整備担当課長、災害対策・危機管理課長が出張公務のため、企画調整担当課長、デジタル政策課長が子どもの学校行事のため欠席、国際平和・男女平等人権課長が公務のため午後３時から欠席です。
　また、日程に先立ちまして人事異動のご報告です。７月６日付で政策経営部副参事の異動がありました。お手元に名簿をお配りしておりますのでご確認ください。
　それでは、本日の日程をご確認ください。請願審査が２件、陳情審査が４件、地域振興部の報告事項が３件、政策経営部の報告事項が５件です。日程の順で進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。
　それでは、日程１、請願審査に入ります。
　先日の第２回定例会継続会におきまして、２件の請願が本委員会に付託されました。
　まず、（１）請願８－１、非核三原則の堅持を求める意見書提出を求める請願です。お手元に請願文書表をお配りしておりますので、朗読は省略させていただきます。
　それでは、本請願でございますけれども、まず、請願審査ですので、会議規則８８条によって紹介議員をお呼びしてご説明いただくことが可能なんですけれども、本請願につきましては非核三原則の堅持を求める意見書の提出というご要望ですので、請願書には意見書案も添付されております。ですので、請願の趣旨は十分明確になっているものと受け止められますので、当委員会としては、この意見書を提出することが適当かどうかという観点から審査をしてまいります。したがって、今回は紹介議員からの説明は頂く必要はないものと考えてよろしいでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。
　それでは、本請願につきまして、執行機関からの情報提供等があればお願いします。
○竹本国際平和・男女平等人権課長　本請願に対しまして現時点で把握している国等の動向について説明いたします。
　請願にあるとおり、安保三原則というところでございますが、これは国でいう戦略三原則でございまして、それにつきましては４月から有識者会議が始まりまして、４月、６月に開催しまして、秋頃、有識者会議から提言がされると、そういったようなことを報道等で把握しているところでございます。
○岩佐委員長　ありがとうございます。今のご説明について、またご意見でも、またこの請願についてご意見、そしてご質疑ございますか。
○のざわ委員　これはもう、私の意見を述べていいんですか。
○岩佐委員長　まあ、これ、請願審査ですので、意見でも質疑でもいいんですけれども。
○のざわ委員　すみません。はい。委員長、発言の機会を頂いて、ありがとうございます。日本維新の会千代田区議団を代表して本請願に対する意見を申し上げます。

○岩佐委員長　ちょっと。のざわさん、ちょっといいですか。これ、意見も質疑もどちらでもいいんですけれども、後でこれ、採決するときに討論ももちろん発表することができるので、討論というのは意見発表のことですから、今のここの意見発表でもいいんですけど、どちら言っても構わないです。
○のざわ委員　では、討論で言って……
○岩佐委員長　討論でおっしゃいますか。（発言する者あり）
○のざわ委員　言わせていただきます。
○岩佐委員長　意見とか何か質疑とかもあればですけど、逆に討論だけになりますか。質疑とか意見とかはございますか。いきなり、討論ですか。（発言する者あり）いや、別に。
　米田委員。
○米田委員　このような請願が来て、区は、今、課長から安保三原則、開示文の説明があって、この年末ぐらいまでに見込んで有識者会議をやっていて、そこから意見が出るという説明がありました。これ、区としてどうこうということも、特段この請願に対して区の意見というのはそんな言えないのかなとも思っているんですけど、その辺の立場というか、あれば、平和宣言、もちろんやっているんですよ、千代田区は。それ以外に出せるお話はないのかなとか思ったりするんですけど、いかがですか。
○竹本国際平和・男女平等人権課長　委員ご指摘のとおり、これにつきましては国の決定することでございますので、区のほうで意見を出すような立場にはございません。区といたしましては、議会の皆様とつくり上げました「国際平和都市千代田区宣言」の核兵器をなくし、同じ地球の仲間として友好を深め、互いに理解し合い、世界の恒久平和を実現すると。そういった理念の下、平和使節団や平和イベント等の取組を区民の皆様と共に引き続き行っていくと、そういったところでございます。
○岩佐委員長　よろしいですかね。
　秋谷委員。
○秋谷委員　すみません。事務局に確認になってしまうんですが、よろしいでしょうか。
　請願の趣旨は意見書の提出を求めると。最終的にはここなのかなと思うんですけれども、この意見書の提出に関しましては、地方自治法９９条の意見書の提出でいいんですよね。
○夏目区議会事務局次長　委員おっしゃるとおりでございます。
○秋谷委員　となりますと、意見書の提出となりますと、私の理解というか、千代田区議会の大原則として議会の総意として提出するものであると。そうなると、やはり全会一致が今まで大原則として行われてきたと私としては理解しているんですけども、それは事務局としてもそのような理解でしょうか。
○夏目区議会事務局次長　これまでの実績から考えますと、そういった形が一般的かと思います。
○秋谷委員　ちょっと話は変わるんですけれども、意見書の提出には委員会の提出とあと議員提出議案がありまして、議員提出議案に関しましては、自治法の１１２条の第２項で議員定数の１２分の１以上、うちの議会ですと２．８３人以上の同意があれば議員提出議案で出せると。今回の請願者の紹介議員は何名でしょうかね。委員長でもいいんですけど。
○岩佐委員長　はい。紹介議員３名と書いてありますね。
○秋谷委員　別に手続はどうであれ、３人、議員の紹介者がいらっしゃるとなると、議員

提出議案で出していただいて、ちょっと請願とは違ってくるんですけれども、そちらで話がもまれることも私としてはあるのかなと理解しております。意見書の提出である以上、政治的中立性であったり、やっぱり議会の総意であるということを、やっぱり今回の請願の審査においては私は重視すべきことだと考えております。
○岩佐委員長　はい。こちらはご意見として頂きました。
　ほかに何かご意見、そしてご質疑ございますか。よろしいですかね。
○はやお副委員長　一つだけ。
○岩佐委員長　はい。副委員長。
○はやお副委員長　非常にこういう政治的なところがあるんですけど、私が所属しているところにつきましては、会派においては、当然のごとく千代田区の「国際平和都市千代田区宣言」、これは非常に重視している。これは千代田区の立場としても、我々としてもそこは重視していく。そこに揺るぎないものはあると。でも、またこの非核三原則については、かなり国政での話合いの中で、先ほども有識者会議での話もあったということですので、この非核三原則そのものについては、国会内において、また与党の中においても否定するものではないので、この辺のところについてはあえてこの中での議論をこれ以上深める、また意見書として整理するというのは、先ほどの秋谷委員のほうからもお話がありましたとおり、もしそういうことで意見書として出すということであれば議員提出議案で出すと。それでまた委員会の委員会提出議案でもし意見書を出すということだと、先ほどありましたように全会一致が一応原則になっていますから、また一応ルールの中で、もう既に議員提出議案の意見書ということになりますと、もう締切りが一応ルール上されちゃっていますので、ここは請願者のほうのいろいろなお考えの中でまた整理されるということがありがたいことかなと思います。でも、これが請願で出ていますので、議案と同じことになってしまいますので、賛否を取ったりしていかなくちゃいけないということの中からしたときに、ちょっと今まで議会ルールの中ではちょっとなじまないかなと思いますので、そこのところを考慮しながら今回のことについては検討していただければと思っています。
○岩佐委員長　永田委員。
○永田委員　非核三原則については、やっぱり時代に合わせて議論が必要だという考えから、この中では堅持をするということになっていて、議論も許さないということであればちょっと賛同をしかねるということが私の意見でございます。
○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。
　ほかに意見、質疑ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　それでは、この件につきましての質疑等は終了いたします。
　ただいまより採決に入りたいんですけど、その前に討論はいかがしますか。
○米田委員　委員長、ちょっと休憩してください。
○岩佐委員長　はい。休憩します。

午前１０時４０分休憩

午前１０時４１分再開

○岩佐委員長　委員会を再開します。
　これより討論に入ります。討論ある方は挙手をお願いします。

米田委員。

○米田委員　いろいろ様々ありますけど、本意見書に関しては、私の立場としては賛成の立場で意見させていただきます。

我が国は唯一の戦争被爆国として核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を長年にわたり堅持してきました。この三原則は決して現実を見ない理想論ではなく、我が国の安全保障と外交を支えた極めて現実的かつ重要な原則であると我々は考えております。三原則は我が国の安全保障、外交、そして唯一の戦争被爆国としての国の在り方に関わる重要なテーマです。だからこそ感情論や一時的な国際情勢だけで結論を急ぐのではなく、日米同盟の現実、核抑止の在り方、そして日本が国際社会で果たしてきた役割を踏まえ、丁寧かつ慎重に議論しなければならないと思っております。

現在、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることは事実です。しかし、だからといって、直ちに核を持つ、共有する、あるいは「持ち込ませず」を見直すべきという議論には我々は賛成できません。我が国の安全保障の基軸は言うまでもなく日米同盟です。日本は米国の拡大抑止、いわゆる核の傘に含む抑止力によって安全を確保する一方、自らは非核三原則を堅持し、唯一の被爆国として核軍縮、不拡散、廃絶を世界に訴えてきました。この二つは矛盾するものではありません。むしろ日米同盟による現実的な抑止力を確保しながら、日本は核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」被爆国としての核兵器のない世界を訴えております。この立場こそ日本の安全保障と平和外交を両立させる現実的で筋の通った政策であると考えております。実際、日本政府高官による日本は核兵器を保有すべきだとの発言が報じられた際、アメリカにとって重要なパートナーであると位置づけました。私はこの意味を深く受け止めるべきであります。アメリカは、自ら同盟国を守るための強固な抑止力を維持する一方で、日本には不拡散や核軍縮管理における国際的な役割を認めています。つまり、日米同盟を重視することと日本国内への核兵器の持込みを認めることは、決して同義でありません。

また、先日の参議院決算委員会において、高市総理自身も「持ち込ませず」を見直すべきではないかとの質問に対し、連立与党とは思えないご質問をありがとうございます、と応じました。さらに安全保障政策をめぐる考え方について、あまりの内容の開きに茫然としたと素直に述べています。その上で、政府としては、非核三原則を政策上の方針として堅持すると説明しております。このやり取りからも「持ち込ませず」の見直しが日米同盟や我が国の安全保障を重視する立場から当然導かれるものではないことが分かります。

そして、もう一つ重要な視点があると考えます。それは日本が三原則を堅持してきたからこそ世界から信頼されてきたことです。唯一の被爆国でありながら、米国との強固な同盟関係を維持し、その一方で核軍縮、不拡散、廃絶を世界に訴える。この日本の立場は戦後８０年という長い年月をかけて築き上げげたかけがえのない外交的資産であり、同時に国際社会における大きな政治的資産でもあります。だからこそ「持ち込ませず」を見直すことで得られる安全保障上の効果が本当にどれほどあるのでしょうか。一方で、日本が８０年にわたって築いてきた国際的信用と外交的資産を失うリスクがどれほど大きいのか。唯一の被爆国として培ってきた政治的資産まで損なうことになるのではないか。この比較を抜きにして安全保障が厳しいから「持ち込ませず」を見直すべきだと結論づけることはあまりにも短絡的だと思います。

三原則を守ることは日本の安全保障を弱めることではありません。日米同盟による現実的な抑止力を確保しながら、唯一の被爆国として核兵器のない世界を目指す。そしてその立場を堅持することで世界から信頼され、軍縮と不拡散の議論を前に進める。これが日本が果たすべき役割だと思います。区も世界の人々と連帯して核兵器をなくし平和な世界を築き上げようと宣言しております。千代田区議会として、私はこの請願に賛成いたします。

長くて、すみませんでした。

○岩佐委員長　ありがとうございます。

ほかに何か討論ございますか。

のざわ委員。

○のざわ委員　発言の機会を頂き、ありがとうございます。日本維新の会千代田区議団を代表して本請願に対する意見を申し上げます。私は、日本維新の会を代表し、本請願には賛成いたしかねる立場から意見を申し上げます。

まず初めに、本請願を提出した皆様が戦争のない平和な世界の実現と核兵器廃絶への強い思いから本請願を提出されましたことに対し深く敬意を表します。また、地方自治法に基づく請願権は民主主義の根幹をなす重要な権利であり、その意思表示は十分に尊重されるべきであると考えております。一方で、本請願は日本政府に対し非核三原則の堅持を求める意見書の提出を求めるものであります。請願理由には、安全保障関連３文書の改定に向けた議論の中で、非核三原則の見直しが懸念されることや、全国４０自治体で同趣旨の意見書が採択されていることが示されています。しかしながら、我が国を取り巻く安全保障環境は近年大きく変化しております。東アジア情勢や国際情勢が急速に変化する中で、安全保障政策の在り方は政府、国会において幅広い情報と専門的知見を踏まえ、国民的議論の下で慎重に判断されるべき極めて高度な国政事項でもあります。私ども日本維新の会は、平和の実現と核兵器のない世界を目指す理念を共有する一方で、安全保障政策については、現時点で地方議会が特定の方向性を意見書として国に求める段階には至っていないと考えております。

請願では、安全保障関連３文書の改定議論に対する懸念が示されておりますが、その議論は現在も国政において継続しており、今後どのような結論が導かれるかは、政府及び国会での議論を注視すべき段階であります。地方議会として拙速に意見書を提出するよりも、まずは国政の推移を冷静に見守ることが適切であると考えます。

したがいまして、本請願の趣旨には一定の理解を示し、請願権を十分に尊重するものでありますが、現時点で千代田区議会として意見書を提出することについてはなお慎重であるべきと判断し、本請願には賛成をいたしかねます。委員各位のご理解をお願い申し上げまして私の意見といたします。ありがとうございました。

○岩佐委員長　はい。

ほかに討論ございますか。

秋谷委員。

○秋谷委員　本請願につきまして、私は平和を希求する思いそのものを否定する立場ではございません。しかし、委員会として現時点で本請願を採択することには慎重であるべきと考えます。千代田区議会では、対外的な意見書等を提出する際、原則として全会一致となるよう努めてまいりました。非核三原則の厳守につきましては、核兵器に反対する立場

から核抑止力を重視する立場まで様々な見解があり、国民的な議論もなお分かれております。そのため、現時点で議員全員が一致した判断に至ることは容易ではありません。このような状況で請願を採択すれば、たとえ全会一致でなくとも、千代田区議会の意思として国に意見書を提出することになります。しかし、意見書は議会全体の意思として受け止められる以上、その内容はできる限り中立的で、多くの議員、あるいは区民が賛同できるものであることが望ましく、全会一致を目指して慎重に取り扱うべきです。

　また、本件には３名の紹介議員がおられます。これは地方自治法第１１２条第２項に基づく議員提出議案の要件を満たす人数でございます。意見書提出を強く求めるのであれば、請願の紹介にとどまらず、議員提出議案として提案した上で、全会一致による可決を目指し丁寧に理解と賛同を求める努力という道もございます。十分な合意形成が図られないまま過半数で意見書提出を決定することは、なお議論が分かれるテーマについて議会としての価値判断を拙速に示すこととなり、自由、円滑な議論を萎縮させるおそれもございます。今、求められているのは結論を急ぐことではなく、互いの立場を尊重しながら合意形成を積み重ねることです。手順手続、丁寧な議論が今こそ必要なのではないかと考えております。

　以上の理由から、私は、本請願の現時点での採択には賛成できません。

○岩佐委員長　はい。

　ほかに討論ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　それでは、討論を終了いたします。

　これより採決に入ります。

　ただいまの出席者は全員です。

　初めに、請願８－１、非核三原則の堅持を求める意見書提出を求める請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長　はい。賛成少数です。よって、請願８－１は不採択とすべきものと決定いたしました。（発言する者あり）失礼しました。米田委員だけですね。

　よって、請願８－１は、不採択とすべきものと決定いたしました。

　以上で、８－１の審査を終了いたします。

　次に、（２）請願８－２、旧姓単記の法制化ではなく、「選択的夫婦別姓制度」の意見書の提出を求める請願書です。

　お手元に請願文書表をお配りしておりますので、朗読は省略をさせていただきます。

　本件につきましては、過去にも同趣旨の陳情が出されていまして、本委員会でも審査を繰り返しましたけれども、その際は委員会としての意見の一致には至りませんでしたと。その後、国会等でも旧姓の通称使用など、いろいろと関連事項についての議論も行われているので、まずは執行機関のほうから、その後の状況等を踏まえて情報提供を頂ければと思います。

○竹本国際平和・男女平等人権課長　選択的夫婦別姓制度の国の動向でございます。現在、国において本制度については様々な観点から議論が行われているものと把握しております。また、旧姓使用につきましては、２０１９年に旧姓使用の併記ということで、住民票やマ

イナンバーカードに併記できると、また証明書にも併記されると、そういった法改正がありまして、区のほうもそういった申請の受付を開始しているところでございます。また、旧姓の単記使用につきましては、国会等の答弁で、これから検討していくといったようなところを把握しておりますので、区のほうも国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。

　ただいまのご説明に対して何か質疑とか確認したいことはございますか。

○永田委員　国の議論の中で、旧姓、旧氏の通称使用の拡大ということが主流というか、なっていると思いますが、庁内で職員の皆様が何か不便が起きているようなことは現状ではないのかどうか、お聞かせください。

○小林人事課長　現在、旧姓使用をしている職員１２７名いる状況になります。この中には管理職も含まれている状況です。多いのか少ないのかというのはあろうかと思いますけれど、法令等で旧姓使用できないものを除き旧姓使用を認めているところですけれども、勤務関係や服務関係、あるいは給与や福利関係などの人事に関する書類、こういったもの、あるいは通知文、紹介文、回答文など多岐にわたって使用を許可しているところです。区民の方や事業者の方などから、特に指摘やご意見、苦情などというのは、もちろんございません。また、職員の側からもそういった課題だとか不満、不服、そういったものも寄せられているような状況ではございません。昨年、同内容の陳情審査の際にも答弁していたかと思いますけれども、現状、旧姓使用を運用する中では特段問題や課題等は生じていないものと認識しております。

○岩佐委員長　よろしいですか。

　ほかに質疑とか確認したいことはございますか。大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。この請願につきましても、紹介議員の方からご説明を受けることが可能なんですけれども、どうしましょうかね。請願書に意見書がついておりませんので、意見書案など具体的な内容が添付されておりませんので、請願者がどのような内容の提出を求めているのか、先ほど秋谷委員からもおっしゃられましたけど、意見書はやはり調整をしながら皆さんで合意をしていくということが一つの重要な前提だと思うんですけれども。

　秋谷委員。

○秋谷委員　委員長が今おっしゃったとおり、３名の議員の紹介議員がいらっしゃいます。核のほうは意見書の案があったのでイメージしやすかったんですけれども、今回ないので、その点も含め、ちょっと確認したい点が何点かあるので、委員長のご判断にもよりますけど、その点お願いいたします。

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。

　それでは、議会規則の８８条の規定に基づいて、紹介議員の方に委員会の出席を求めてご説明いただきたいと思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。では、改めて紹介議員の方と調整いたしますので、今日のところは、この本請願の取扱いなんですけれども、継続審査とさせていただきたいんだけれども、そ

の取扱いでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。

それでは、請願８－２は継続審査とすることと決定して、閉会中も審査ができるように議長に申し入れたいと思います。

以上で、この請願の（２）を終了し、日程１、請願審査を終了いたします。

それでは、続けて日程の２、陳情審査に入ります。

企画総務委員会に、新たに、送付８－１０、永田町小学校校舎解体設計業務の即時入札中止及び校舎の保存活用を求める陳情、送付８－１５、旧永田町小学校解体設計業務委託における不公正な入札手続の中止および適切な比較検討を求める陳情、送付８－１６、旧永田町小学校校舎の解体方針に関する陳情、送付８－１７、旧永田町小学校に係る行政財産から普通財産への財産区分変更、及びその後の留保的管理方針決定に至る一連の意思形成過程の開示を求める陳情が送付されました。お手元に陳情書の写しをお配りいたしましたのでご確認ください。陳情書の朗読は省略いたします。

ここで本件の陳情審査の進め方でちょっと皆様とご相談をさせていただきたいんですけれども、本件４件の陳情はいずれも永田町小学校に関するもので相互に関連する内容となっておりますので、まず一括して審査を進めたいと思いますけれども、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。

今日は、まず前回の関連陳情がありました。その審査の以降の区の検討状況や進捗について、執行機関からの補足説明を受けたいと思います。その説明に対して皆さんから事実確認など質疑を受けていただいた上で、その上で陳情事項、かなりこれ量が多いものですから、論点が多岐にわたっておりますので、まずはちょっと正副委員長におきまして論点整理をさせていただきまして、例えば解体手続に関することとか、法的な問題、あるいは財政のものとか、そういったことのジャンルごとにちょっと項目を区切って順次ご審議を進めていただく形としたいと思いますので、そのような進め方でよろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。

それでは、まず理事者からの情報提供を求めます。

○冨澤財産管理担当課長　それでは、旧永田町小学校に関する陳情４件に関連いたしまして、昨年度までの旧永田町小学校の取扱いに係る検討経過を含め、情報提供いたします。

区では、公共施設の老朽化が進行し、今後多くの施設が更新時期を迎えていく中で、将来の施設整備に必要な用地を計画的に確保していく必要がございます。一方で、都心部である本区では新たな土地の取得が極めて困難であることから、既存の区有地をいかに有効に活用していくかが重要な課題となっております。旧永田町小学校の敷地は一定の規模を有し、将来の行政需要への対応が期待できる貴重な区有地であると認識しております。こうしたことから、将来の公共施設整備や行政需要に柔軟に対応できる状態を確保するために土地を活用しやすい状態としておくことが必要であると考え、校舎の解体や更地化を視野に検討を進めてまいりました。そのための準備として本年度に解体設計を実施する予定としているものでございます。

なお、解体後につきましては、将来的な行政需要や地域ニーズを踏まえながら活用の方向性について検討していくとともに、その方向性が決定するまでの間は暫定活用を行うことを想定しております。このように将来の行政需要への対応を見据え、その活用可能性を確保する観点から検討を進めてきたものであり、こうした考え方は、令和８年２月に策定いたしました「千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針」において示された考え方とも同一のものでございます。

情報提供は以上でございます。

○岩佐委員長　はい。

施設経営課長。

○佐藤施設経営課長　それでは、私のほうから旧永田町小学校の解体設計業務の委託につきまして概括的にご説明させていただきます。

業務委託につきましては、先般入札が行われ不調となりましたが、引き続き設計業者の確定に向けて手続を進めてまいります。この業務の内容でございますが、旧永田町小学校の敷地ですとか周辺の状況の確認を行いまして、また、建物の現況調査を行うとともに、関連する官公庁ですとか事業者と必要な事前協議を行いまして、建物の解体工法ですとか、地上躯体解体後の地下躯体部分の埋め戻し等の残し方の検討ですとか、解体手順ですとか、あるいは工事車両の搬出入の経路の検討、またそれに伴う工事中の安全対策などを比較検討した上で具体の解体工事内容を確定いたしまして設計図書の作成ですとか工事費の積算を行うというものでございます。

ご説明は以上です。

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。ほかに大丈夫ですかね。

ただいまの情報提供につきまして、皆さん質疑とかございますか、確認したいこととか。特に今日は大丈夫ですか。

はやお副委員長。

○はやお副委員長　いろいろと陳情が出ていて、最終的に解体設計については委員会のほうでは留保財産としてということで進める。ちょっとそこのところをいま一度、ここの陳情にも書いてあるとおり、当初は、例えば耐震性の問題だとか、いろいろな様々な課題が話がされました。でも、陳情審査をしていく中でそのことが実際は明確になかったということだったと思うんですけれども、なかったということが事実だったのか、そこは確認しています。それで、最終的には留保財産としての方針があるから区としてはこうしたというふうなことで、最初からじゃあ正直にそうやって話してよというところがあったんですけれども、そこのところはどうなのか。というのは、ここに書いてあるんですよ。まだ耐震性もあるのにどうのこうのと書いてあるから、この辺はちょっともう一度経緯を確認して、ここはもう話が済んでいるねという話をちょっとしたいというところもあるので、お答えいただきたいと思います。

○冨澤財産管理担当課長　確かに耐震性の問題があるというご指摘もございます。ただ、それがこちらのほう、旧永田町小学校の建物を解体する主体的なメインな理由ではなくて、一番の理由は、やはり今後区有施設の更新を迎えていく中で、有効な区有地を確保していくその観点が一番の理由でございます。そういったことから、同じようなところで話が出てきてしまったことから誤解を招いてしまったかもしれないんですけれども、一番の理由

は有効な区有地を確保したい、有効な土地を確保したいというところが一番の理由でございます。
○はやお副委員長　またそこで我々委員会のほうとしても定期借地の扱いがどうなるのかといったところも確認しまして、そこも明確にこのことについてはあくまでも暫定的ですよと、こういう話だった。そこは後で答弁していただきたいんですけど、そこでやっぱり一番の問題というのが、やっぱりここにも書いてあるように、跡地の利用がどうなのかという話が書いてあるんですね。通常だと、僕ちょっと法律にそこまであったのかというのはちょっと理解が分かっていなかったんですけど、一応暫定利用はこうしていこうという整理が同時並行でやっていきますよという話は聞いているので、そういう意味では更地にする中で活用というのは在り方としてあるのかなと。早急にまた今後の地域事情を踏まえてそこのところの利用を、暫定じゃなくて本格利用の整理を積極的にやるということだったんで、よしとしようということで話をして、というのは、何かといったら、低未利用地というのはたくさんあったものを留保財産ということである程度整理をして、今後、部分的なものではなくてオール千代田として全体最適として今後進めていきたいという話について納得したわけですよ。だけど、今いろいろこういうところが出てきているんですけど、ちょっと今そこのところについての定期借地の考え方はちゃんと整理したとおり進めていきますよということと、そして今後のここのところについての様々な課題というのは今後の話のものと整理するということで、そこのところだけちょっと答弁いただきたい。
○冨澤財産管理担当課長　まず、定期借地の件でございますが、まずは区による活用というところが大前提でございます。区による活用がない場合、そういった場合には土地の有効活用という点から、そのまま遊ばせておくというか、何も利用しないということは財産の管理上は非常にもったいない話ですので、そういったときに条件的に定期借地ということが考えられるかと思います。また、今後の活用についてなんですけれども、今後、留保財産として指定させていただいた後の話になりますが、そういたしましたら個別の方針というものを立てさせていただきますので、その中で地域のニーズ、それから行政需要を踏まえて、そういった需要がございましたら早急に検討してまいります。
○はやお副委員長　ちょっと正副で話し合った中で、これは多岐にわたっての陳情内容になっているということで、でも、やっぱりこれは非常に慎重にやらなくちゃいけないとは思っているんです。でも一方で、いいよ進めてということで、議会、委員会は決めている流れでありますけれども、陳情が出ているということで、いま一つこの陳情の中、正直なところいって、１００条でこんなこと言ったかなと、僕、３回の１００条委員会の全部委員の中でやって、２回は全部、委員長をやっていますから、こんな内容はやったかなと思うものも書いてあるわけです。それとあと、アセスメントの話だとか、いや、これ、実は時系列的に見ると、ある程度もう設計を既知としていることであれば、その後、更地になった後で同時並行に例えば環境アセスメントだとか、いろいろな建築基準法の問題が出てくるんで、だからここの整理の仕方として、時系列的な問題と、さっき言った法的な問題と、そしていろいろ議会でのデュープロセスみたいな話の手続・手順がどうなっているのかって、ある程度カテゴリー別にちょっともう一度、我々委員会、正副で今日確認をしてまとめながらも、今後ちょっと力を借りながらそこの整理でやらないと議論が拡散しちゃって、何を議論しているのか分からなくなるだろうという話になるんですけど、ちょっと

ここのところの整理についてお力を頂けるのかどうかというところを、ちょっともう一度確認したいと思います。
〇佐藤施設経営課長　副委員長にご指摘いただきました。解体の設計を今行おうというところの部分と、また具体の解体工事の部分について触れられている部分もある。おっしゃったように、時系列的な部分の違いの精査というものも必要かなと思っているところもございます。また、ご指摘いただいたとおりなんですけど、非常に多岐にわたる部分がございますので、そういった部分も理事者側としてカテゴリー別に分かりやすく、明確にちょっと整理という形でやっていきたいと思います。
〇はやお副委員長　じゃあ、最後。それをちょっとそれでしていただき、僕らも力を頂きながら整理をして、審査を深めて、それも早くやらないといけないことだと思っています。
　あと、一番私がここを見たときに、地下鉄の５路線が入っているということだけど、この辺のところと現状がどうなって、あと、私もこの話が来たときに、あれ、そういえば与謝野先生からも言われたのは、あそこね、大本営があって、地下があって、ちょっと非常に複雑な構造だとかと言われたこともあるんで、この辺の点だけ、ちょっともし今の現段階の中で、例えばそこまで掘らないんですよとか、あと、いや、ここについての認識としては、下の地下がどうなっているのか分からないんですけど、五つの路線がもしクロスしているということになったら、意外と地下のほうの問題というのが、技術的なところは分からないんだよね、今分かる範囲の中でちょっとお答えいただければと思います。
〇佐藤施設経営課長　地下鉄関係、東京メトロさんでございますけれども、永田町小学校の目の前の通り、２４６になるんですけれども、そこの地下に有楽町線が通っております。地下鉄関係で事前協議が必要になってくるのは地下鉄の構造物から２０メーターの範囲という原則がございます。ただ、やる工事内容によっては事前協議が必要ないですよということになりますけれども、これは実際の解体設計の中で、私どもも一緒に行くような形になりますけども、協議を行っていくと。電車が通っていますのが有楽町線、それと本線のほうの首都高が通っていますところに半蔵門線が通っています。距離からいくと、ちょっと離れているかなというところがございます。それと、こちら側、南側というか、表通りの反対側のちょうど一番坂の下のところ、そこの部分に南北線が通っているというところになりますので、地図から見ますと、まあ地下鉄の構造物がどこまであるかという部分も確認しなければいけないんですけども、位置からしますと、有楽町線と南北線が該当するかなというふうなところでございますが、今回解体工事でございますので、それ自体に事前協議が必要かどうかも含めて確認をするというようなことになります。
〇はやお副委員長　じゃあ、最後。ちょっとそういうようなところを踏まえてちょっと整理していただいて、そして実態がどうなのかね、やっぱり丁寧にお返ししなくちゃいけないことだろうと思いますけれどもスピーディーにやらなくちゃいけないので、またこの審査について深めていきたい、で、早く結論を出したいという、一応我々のスタンスとしては、解体をもういいよというふうに言っている中にこういう陳情が出てきたので、そこの切り分けをきちっとしてカテゴリー別にまた整理していきたいというふうに思っていますので。
〇佐藤施設経営課長　早急に根拠等も含めて整理させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。
　ほかに質疑とか確認したいことございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　今、はやお副委員長がおっしゃったとおり、いろいろと確認しなきゃいけないところがありまして、また、あと資料要求とか、確認したい資料みたいなのがあれば、例えば、今、はやお副委員長のおっしゃっていた、ちょっと１００条の記載についてはちょっと私も、令和６年に１００条はあったっけというようなものもあったんですけれども、あと、例えば条文がもし分かりにくいとか、そういった――秋谷委員。
○秋谷委員　はやお副委員長からもありましたとおり、地下鉄などはやっぱりビジュアル的に見やすいものがあったりとか、その辺も含め委員長、副委員長にお任せして資料を作っていただければなと思います。（発言する者あり）そうですね。
○岩佐委員長　分かりました。（発言する者あり）取りあえず、この件は正副委員長でお預かりさせていただきまして、ちょっと補足の資料が提供できれば、そちらも合わせて皆様にお示しした上で審査をしていただくという形にさせていただきたいと思います。ですので、この取扱いについても継続ということで本日はよろしいでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。
　それでは、以上で、日程２の陳情審査を終了いたします。
　続いて、日程３、報告事項に入ります。
　地域振興部（１）区内公園等の禁煙化の検討について、理事者からの説明を求めます。
○皆川安全生活課長　それでは、区内公園等の禁煙化の検討についてご報告させていただきます。地域振興部資料１をご覧ください。
　現在、区では、路上喫煙過料制度の適正化について検討を進めておりますが、その検討過程において、条例上、今回対象としている一部区立公園等は禁煙区域になっていないことや過料金額が条例及び規則に明確に定められていないことなど、課題があることが判明したところでございます。過料金額の見直しにつきましては、現在、庁内において引き続き調整を進めさせていただいているところでございます。
　一方、公園等の禁煙化につきましては、子どもの健康保護や受動喫煙防止の観点から、早急に対応すべき課題であると認識しております。このため、過料制度の検討とは切り分け、現時点で対応可能な課題について着実に取り組む必要性があることから今回報告させていただいた次第になっております。
　まず、本施策の基本的な考え方でございますが、区立公園等は子どもを含め多くの区民の皆様が日常的に利用される公共空間であり、受動喫煙の防止の観点からより一層環境整備が求められているところでございます。また、平成２９年には東京都において「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」が制定され、その９条において、公園等における受動喫煙の防止という努力義務が課されております。また、特に公園は屋外であるものの、煙の回避及び困難な場面が多く、子どもの健康への影響に対する配慮が不可欠であると認識しております。このため、安全生活条例に基づき、公園等を禁煙化区域として指定し、誰もが安心して利用できる公共空間の確保を図るものでございます。
　次に、現在区内にある区立公園、区立広場、児童遊園５９か所のうち３６か所が禁煙化

公園と指定されております。今回、未指定のものについては参考資料をつけさせていただいておりますが、２３か所ございます。この２３か所の公園等の全面禁煙化を進めていきたいという趣旨でございます。

実施時期につきましては、令和９年４月１日付で全面禁煙化をさせていただきたいと思っております。

次に、実施に向けた対応でございます。禁煙化に当たっては管理部署である道路公園課の調整や町会、警察との協議、利用者への周知を丁寧に行ってまいりたいと思います。また、協議結果等につきましては、適時適切に議会に報告させていただきたいと思います。

続きまして、項番６の制度上の整理のところでございます。本区におきまして、公共の場所における喫煙は原則として規制の対象としておりますが、公園についてはこれまで個別指定による運用を行ってまいりました。平成２６年に条例を改正した際に、公園を個別に指定することにした経緯がございます。今回の禁煙化は公園を一つの類型として整理し、より明確で分かりやすいルールに転換するものでございます。一方で、区が運営するオアシス喫煙所、公園に設置されている芳林公園につきましては、形式上公共の場所に該当するものでございますが、現行条例上特定の場所を喫煙可能とする明確な規定というものは設けられておりません。この点につきましては、これまで路上喫煙の抑制及び分煙環境の確保という観点から運用してきた経緯がございますが、今回、公園全面禁煙化との関係において制度的な整理が必要な課題であると認識しているところでございます。今回、禁煙化に伴い条例についても整合性が取れるような形でしっかりと見直しを検討させていただきたいと思っております。現在の検討としては、公共の場所において区が指定した指定喫煙所を認めるなどの規定を想定しているところでございます。

また、区内の公園のほかに東京都が調整しているところなんですけども、日比谷公園も禁煙化公園と指定することで検討しているところでございます。今、都と調整させていただいている中なんですけども、日比谷公園の管理に関して、日比谷公園では各種イベントが実施されているところで、その際には臨時の喫煙所を設けて対応しているというお話がございました。このようなイベントの際には設置する臨時喫煙所の規定についても検討する必要性があると思っているところでございます。

今後は公共空間における喫煙の在り方につきまして、公園禁煙化との整合性、実効性、区民生活への影響などを踏まえながら総合的に検討してまいりたいと思っております。

また、最後になりますが、公園の禁煙化を進める一方、喫煙環境の整備についても同時に進めていくことが重要であると考えております。区といたしましては、公衆喫煙所の整備助成の拡充や区営喫煙所の設置検討など、喫煙場所の確保に向けた取組を進めるとともに、受動喫煙防止を推進し、喫煙者と非喫煙者の双方に配慮した環境整備を進めてまいりたいと思っております。今後も両者の共存を基本的な考え方として各種施策を推進してまいります。

説明は以上になります。

○岩佐委員長　はい。ご説明いただきました。委員からの質疑を受けます。

○永田委員　これまで公園が禁煙指定を一部されていたということで、私、それを初め聞いたとき全ての公園が禁煙指定していると勝手に認識していたんですけども、今回していなかった公園というのは、これまで公園内で喫煙可能だったんでしょうか。

○皆川安全生活課長　仕組み上、条例上の立てつけ上だと、禁煙化公園に指定されていないということになりますと取締りができない公園になっているという形になります。道路公園課のほうで、やはり公園のほうで禁煙ですよという周知はしているんですけど、取締りができないと。指導員の過料の取締りができないという趣旨になります。
○岩佐委員長　看板とかはあったんですか、禁煙という看板は。すみません。
○皆川安全生活課長　看板等を掲示しているということではないというお話は道路公園課から聞いております。
○岩佐委員長　じゃあ、オーケーなんだね。
　永田委員。
○永田委員　まあ、聞くと、一応公園内で喫煙していれば、取締りはできないけど注意程度はしていたと聞いていたんですけど、そこら辺の曖昧な状況だったという理由を教えてください。
○皆川安全生活課長　私は、この、今回、過料の適正化を検討するに当たって条例をもう一度見直した際に、全部の公園が指定されていないという状況を初めて知ったところでございます。これまで指定の関係なども平成２６年に秋葉原駅近くの秋葉原公園というところがあるんですが、あそこが指定した第一号になっております。その後、段階的にオリンピックであるとか、駅に近いとか、そういう条件で指定していった経緯がございまして、その中で今お話しさせていただいた２３か所については指定されていなかったということが今回判明しましたので、子どもたちの遊ぶ環境をきちんとするべきだということで、２３か所禁煙化公園に指定させていただきたいと思っております。
○永田委員　いろいろ複雑な要因があって、一律に公園が禁煙化していなかったということに今回気づいて、それを全部全ての公園を禁煙化したということで、さっきの答弁の中では喫煙所の整備も合わせて進めていくということで、特にこの地域って、岩本町、秋葉原とか、あの辺の東神田ってかなり集中している場所なので、その地域の喫煙所の設置の強化というんですかね、特に重点地域に、今まで神田駅周辺とか一部地域だけ重点地域になっていたと思うんですけども、この当該地域もやっぱり重点地域のように位置づけて、喫煙所を拡充したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。
○皆川安全生活課長　喫煙環境の整備というのは非常に重要な課題であると考えておりますので、その辺については今後また検討させていただきたいと思います。
○岩佐委員長　はい。ほかに、この公園について。
　米田委員。
○米田委員　私も初めて聞いて、取締りができなかった。禁煙は禁煙だったということなんですよね。今、永田委員もおっしゃってくれていたんですけど、例えばお玉が池とか岩本町二丁目児童遊園とか、和泉町の小さな公園とか、こういったところを禁煙にすると、この地域は路地が結構あって私有地で、こういうところで吸い出すようになるんですよね。ですので、看板は若干厳しいかも分からないですけど、屋内喫煙所に誘導する看板とか、特に今は外国の人も多いんで、表記も含めて案内していただきたいんです。取締りはよくやってもらっていると思っています。受動喫煙の観点からも私有地で吸われている方にも注意していただいていると思うんですけど、これをやることによってさらに増えてくると思うんで、その辺注意していただきたいなと。あと、町会関係者も、書いてくれています

けど、しっかり連絡しておかないと、またいろんなことが起きますんで、その辺も含めて注意喚起も含めて周知のほうをよろしくお願いしたいんですけど、いかがですか。
○皆川安全生活課長　米田委員のご質問に対してお答えいたします。
　やはり公園で喫煙されていた方というのはいらっしゃるのかなというところがあるんですけども、それを禁煙化することによって、当然周囲の路地やコインパーキング等に流れる可能性というのは十分認識しております。ただ、受動喫煙被害防止やポイ捨ての別の場所に転嫁させるモグラたたき的なリスクというのはありますので、その辺については、委託警備員を禁煙化公園に今回指定させていただいたところは、来年春を目途としていますが、そのときからしっかりと巡回経路に入れて対策を取ってまいりたいと思っております。それで喫煙場所の案内も併せて、委託警備員、指導員も行っておりますので、そこについては引き続き分かりやすく説明させていただきたいと思います。
　最後に、町会等への周知の関係については、やはり町会のご意向が一番大きいところがございますので、町会等個別に回らさせていただいて、ご同意いただけるように進めてまいりたいと思います。
　以上です。
○岩佐委員長　よろしいですか。
　田中委員。
○田中委員　今回の環境整備なんですけれども、すごくありがたいことだと思っておりまして、安全生活課はすごく仕事をしてくださっているなと思うんですけれども、この２３か所が指定されていなかったということを喫煙者の方でそういうご認識があって、過料の取締りがされないということで喫煙が多かったとか、そういう事実とか苦情とかというのはあったんでしょうか。
○皆川安全生活課長　やはり千代田区に勤められている在勤者や在学者、また区民の方は、やっぱり公園では吸ってはいけないものだという認識はあるので、この２３か所が禁煙化公園に指定されていないから多いかということは統計上そういうのはございません。
○田中委員　承知しました。今回の公園を一括して整備するということは受動喫煙の部分に関してということなんですけれども、受動喫煙以外にも公園がいろいろなそういう規制の適用から外れている部分というのがあると思うんですけれども、例えば駐輪の話だとか、バイクの駐輪とか、そういう部分に関しても、今後、公園を一括して公共の場所として適用を変更していけるような可能性とか、ご検討というのはできるものなのか、お聞かせください。
○皆川安全生活課長　すみません。公園に関しては、やはり道路公園課が管理している部署になるので、駐輪とかに関してはやはり道路公園課がセクションになってくるのかなと。やっぱり我々も安全生活課としてそこに駐輪させてはいけないというのはなかなか言える立場ではないというところで、管轄外ということになっております。
○岩佐委員長　看板の話ならできるけど、駐輪はまちづくり。
○田中委員　看板は。そうか、まちづくり。
○岩佐委員長　生活環境条例の中での例えば看板ですとか、そういったもの、生活環境条例の範囲内では、まだ、もし気になることがあれば。大丈夫ですか。
　田中委員、どうぞ。

○田中委員　大丈夫です。
○岩佐委員長　大丈夫ですか。
　ほかに。
　のざわ委員、さっき、手を挙げていた。のざわ委員。
○のざわ委員　今回、区内公園等の禁煙化に関しまして、区営喫煙所との関係等も含めて制度を穴のないように見直していただけるというお話だったと思うんですが、一つちょっと細かいんですけど、飯田橋子どもの広場が令和８年７月オープン予定で、今回の検討によりますと、令和９年４月１日までちょっと猶予があるということで、今後、その制度改正の中に新設ですとか改修する公園については一律に即時で禁煙指定とするような制度変更等々は行われるご予定じゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。
○皆川安全生活課長　のざわ委員の指摘のとおり、この７月に飯田橋子ども広場がオープンするということで、今後は道路公園課、所管課ときちんと連携を取って、オープンの際にはきちんともう禁煙化公園として指定できるように準備を進めてまいりたいと思います。今回、ちょっと子どもの広場、間に合わないんですけども、そこについては道路公園課のほうと協議させていただいて、禁煙化ということを、禁煙ですよという形で道路公園に表示できるかどうかというのは相談させていただきたいと思います。
○岩佐委員長　はい。
　ほかによろしいですか。
○はやお副委員長　この公園というのは子どもだけではなくて大人もということだったんで、都市計画公園についてだとか、そういうものというものに関してたばこを吸ってはいけないよ、禁煙だよというふうになかなかできなかった。それがスタートだったわけです。で、当初ここのところについては個別指導によって運用をしていった。まあ正直なところって、先ほど永田委員も言っていたように、確かに僕は覚えているんです、個別だったと。だけどもう順次やっていきますという説明だったから、もう既に終わっているもんだと思っていたんですね。だから、最後、またいつも課長のところが最後のどぶさらいなんて汚い言葉だけど、そういうようになっていっているのかな。だからその辺のところの管理だと思うんですよ。でも、まあそこのところでやっぱり大きな流れとしては子どもを視点にして、何ですかね、副次的な副流煙ということもありますから、この流れであるということは間違いないんですね。
　でも一部では、確認しますけれども、データ的にたばこ税というのは千代田区の財源になるわけです。それが今現状、去年はどのぐらいだったのか、そしてまた過料についてはどのぐらいだったのか、その金額について確認したいと思います。例えば、たばこ税は確かにこういうものに使ってくれないかとある委員が質問したけれども、これは特定財源では収入ではない、歳入ではないからしませんという答弁であったけれども、ただ、目安としてどのぐらいの金額がたばこ税としてあり、つまり何かといったら、推奨まではしないまでも、税金として歳入として千代田区の財源になっているわけですよ。だからそれがどのぐらいなのか、そこのところについて、今日ちょっと財政課長がいるからさ、誰か答えられないの、そこは。答えられないなら答えられないでもいいけど、ちょっと誰か答えられたら。
○皆川安全生活課長　令和７年度についてはちょっと答えられないんですけど、令和６年

度であれば３０億円ぐらいだということ……
○はやお副委員長　たばこ税がね。
○皆川安全生活課長　たばこ税と聞いております。
○はやお副委員長　過料は。
○皆川安全生活課長　過料は令和７年度、昨年１年間で８,８６２件過料を取り締まったんですけども、そのうち取れているのが約１,２５０万ぐらいです。
○はやお副委員長　分かりました。結局はこれだからどうのこうのじゃないんですよ、横にらみしながら、これだけのものが３０億円という財源が千代田区のものになっていると。過料としては大変な思いをしながら、多分それはいろいろな、何というんですかね、注意喚起している方々への給料だとかを差し引くと１,２５０万もあるわけではないと思います。でも、こういうことを横にらみで、何かといったらば、スタートしたときに強制だと、さっきも強制であるということは理解しつつも、こういうところでなっているわけですよ。それと、何が知りたいかというと、結局は過料の値上げのこの前話が出ました。それは全体の中で大きな流れの中で多分動いているんだろうと思う。それで過料の問題、値上げします。そしてまた公園については、こういうことで禁煙の公園を増やしていきます。ばらばらに今話をされているんですけど、多分その辺のところが大きなトータル的な構図というのがあるんだろうと思うんですけど、これは今説明できることと、どういうふうに今考えているのか。それは何かといったら、これ、一貫した生活環境のたばこの分野の対応がばらばらばらばら出てきているんですけど、どういうふうに考えていこうと。どういう節目で全体トータルを示そうと思っているのか、そういうところをやっぱり言わないと、ただ猫だましにかかっているみたいなんですよ。あ、過料が上がるのね、そりゃそうだよ。あんなあれだってと言っていたと思ったら、急に今度は公園を拡大するって、そりゃそうだよと。じゃあ一体全体何なのという話になっちゃうから。でも、そこはやっぱり考えているだろうと思うから、そこのところを含めて、今言える範囲のところもあるでしょうから、せめてスケジュール感として、この整理をしつつ、このぐらいのところでは整理をさせていただいて、今後の流れ、それだけで３０億円ということをもらっている。つまり何かといったら、推奨はしていないけど喫煙に関しては否定していないわけですよ。それを有効に我々は使っているというところから考えたとき、ここはもう本格的にしっかりとした対策、方向性を示さなくちゃいけないと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。
○皆川安全生活課長　大きな方向性というのは、やはり、今、ちょっと個別で過料の適正化の検討や、今回公園の禁煙化ということでお出しさせていただいたところなんですけども、今、過料の適正化の、先ほどご報告させていただいたんですけども、区内で調整を進めているところでございます。それについては速やかに調整させていただいて、ある一定の方向性を見いだした後に、きちんとまとめて委員会のほうできちんとご報告させていただきたいと思っております。早ければ、どのぐらいでまとまるかというところであるんですけども、この秋ぐらいにある一定の方向性が示せればなというところで進めているところでございます。
○はやお副委員長　最後。ここのところは、結局は道路が関係するから道路公園課と関係するわけですよ。所管がまたがるんですね。だからそういうところについてはどういうふうにやっぱりやっていくかと、やっぱり条例部長の考え方はどうなっているのかね。やっ

ぱり僕は課長だけの答弁ではなかなか今後調整が、これ、かわいそうだと思っているわけ。最後のところでスマートごみ箱じゃないけれども、うちで受けますみたいな話にならないように、ちゃんとちょっとその辺のところを含めて、ちょっと条例部長のほうからお考えを答弁を頂きたいと思います。
○印出井地域振興部長　今、副委員長からご指摘を頂いたところでございます。今回の公園の禁煙化についても、公園管理者として管理運営上の公園の取扱いと、あと生活環境条例上の取締りの対象というところも含めて、うまく連携が取れなかった部分もあると。それから、はやお副委員長がおっしゃられたように、千代田区の公園というのがすべからく子どもだけが使っているかというと、そうでもないところがあると。今回は課長がご答弁申し上げましたとおり、過料の実効性に対する議会からも様々ご意見を頂く中で、検討というところを進める中で、これまでの生活環境条例の制度上の課題、問題点、それから先ほども課長も申し上げましたけれども、指定喫煙所の問題ですね、イベント喫煙所の問題、そういったもの、様々なものがあるというところでございます。それに当たっては副委員長ご指摘のとおり、道路や公園を管理する環境まちづくり部、それから受動喫煙に対しての対策を取っている保健所、それから、今後、先ほど民地でのというようなこともありましたけれども、公共空間をどういうふうな形で喫煙環境を整え喫煙を規制していくのかということであればまちづくりとか、様々な、とりわけ子どもを守るという意味では子ども部も関わる課題でございますので、生活環境の改善とともに、公共施設、子どもを守るという点から、今回の課題についても全庁横断的に議論をした上で、最終的に幾つかの要素をしっかりパッケージとしてご報告できるように調整をしてまいりたいと思います。
○岩佐委員長　よろしいですか。
　ほかに質疑ございますか。大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。それでは、（１）区内公園等の禁煙化の検討についての質疑を終了します。
　次に、（２）（仮称）千代田区立神田駿河台ホール（日本大学カザルスホールちよだ）の活用に関する基本構想について、理事者からの説明を求めます。
○榊原文化振興課長　それでは、報告事項の２につきまして、ファイル番号の１１及び１２、地域振興部資料２－１と２－２をご覧ください。
　まずは、ファイル番号１１、地域振興部資料２－１についてご説明いたします。
　項番の１、概要につきましてです。区は、カザルスホールの再生に向け日本大学と協議を進め、一定の認識の共有を図ることができたため、先般６月１９日には施設整備等に関する基本方針を取り交わしました。今後は整備や活用、運営の基本的事項、方針を整理するため、これまでの経緯や関係者及び文化芸術プラン推進委員会での議論を踏まえながら基本構想を取りまとめてまいりたいと考えています。
　続いて、項番の２、基本構想の位置づけについてです。本基本構想は、文化芸術基本法等の趣旨を踏まえるとともに、千代田区の第４次基本構想及び文化芸術基本条例の下、文化芸術プランに基づき策定を予定しているものです。
　続いて、ファイル１２、地域振興部資料２－２、こちら基本構想の素案になっております。こちらの本文をご覧ください。主な内容をご説明いたします。

まず、１ページ目では、本基本構想策定の背景を記載いたしました。カザルスホールの再生に向けた検討は、施設の歴史的、文化的価値や区民の皆様などから寄せられた施設再開を望む声を踏まえて進められたものであり、施設を所有する日本大学の関係者や学識経験者等のご意見、助言を頂きながら、整備の方向性、活用の考え方及び運営に関する基本的事項について、現時点での考え方を本構想に取りまとめたものです。

続いて、３から４ページをご覧ください。こちらでは文化芸術振興に関する現状、課題及び今後の方向性について言及をしております。現在、区は音楽ホールを有しておらず、また、区内には様々な民間の文化芸術ホールがあるものの、区事業や区民の文化芸術活動で安定的に利用するのが困難な状況です。また、第５次文化芸術プランでは、区内文化施設と連携して区民の文化芸術活動を支援することをお示ししております。以上のことから、文化芸術振興の拠点となる音楽ホールを確保するということは有効な施策であると考えられます。

続いて、６から９ページをご覧ください。こちらでは運営に当たっての基本方針及び方針に基づく事業展開について記載をいたしました。基本方針は四つ掲げておりまして、一つ目が、鑑賞・普及を目的とした良質な芸術を届ける。２点目が、情報発信を目的とした千代田区の魅力を伝える。３点目が、参加・交流を目的とした文化芸術活動の交流を図る。そして４点目が、創造・育成を目的とした文化芸術を支え、創造する人材を育てるというものになっております。貸館機能にとどまることなく、多岐にわたる取組の主体としての機能を合わせ持った施設として、利用者や来館者、そして多くの区民にとって文化芸術振興の拠点となるよう運営してまいります。

次に、１１ページから１２ページをご覧ください。こちらでは施設の運用方針を記載いたしました。名称については6月１５日の本委員会でもご報告をしたとおりでありまして、また、開設時期については令和１２年度予定といたしました。そのほか、区民等への優先利用、区民料金の考え方などは別途規則等で定める見込みとしております。

次に、１３ページをご覧ください。こちらでは運営方法を記載しておりまして、指定管理者制度を前提といたしますが、カザルスホールを核とした文化芸術振興の推進体制の在り方も念頭に置きながら、最適な運営方法を様々な観点から検討してまいりたいと考えております。

次に、１４ページ以降につきましては、区と日本大学との関係について記載をしております。こちらも前回の本委員会でご報告したとおり、公の施設として運用すること、借受形態は使用貸借契約を前提とし、期間は２０年とすることを記載したほか、本来機能回復のための改修は、工事主体の日本大学が経費負担をして行い、区が要望した工事の経費は負担金を支払うことを想定していることにも触れております。そのほか備品については区が費用負担の上、整備することとして、パイプオルガン、ピアノ、プロジェクターの３点については個別に考え方を記載しております。

本文のご説明は以上となりまして、最後に、お手数ですが、ファイル１１、地域振興部２－１を改めてご覧ください。

こちらの項番３、今後の当面のスケジュールの予定についてご説明いたします。本日の委員会報告の後、７月下旬から基本構想に関するパブリックコメントを実施する予定です。その後、頂いたご意見を踏まえまして、９月に基本構想を策定、１０月から１２月に基本

協定を締結、来年２月に公の施設の設置条例案を議会に提出するスケジュールの案については、前回報告から変更ございません。
　ご説明につきましては以上です。
○岩佐委員長　はい。ご説明を頂きました。委員からの質疑を受けます。
○のざわ委員　とてもすばらしい取組だというふうには思います。ただ、ちょっと区民のお金が使われていることになると思いますので、二つだけご質問させていただきます。
　一つは、約４０年が経過している施設は、大体一般的に非常に躯体等、お金がかかってくるものですよというふうに言われると思うんですが、建物の耐用年数五、六十年とすると、この２０年、とってもお金がかかる時期だと思うんですが、この負担金等に関しまして、２０年間発生する大規模な構造躯体の劣化等々、カザルスホール独自の極めて高度な音響空間の維持と、修繕コストの区と大学との負担の割合はこれからだと思うんですが、どのようにお考えかというのが質問の１点と、あと、指定管理者、この運用というのは物すごく大切になってくると思うんですが、黒字で運用するのが一番いいと思うんですが、もし赤字が見えてくるような状況はどういうことをお考えかという２点を教えてください。
○榊原文化振興課長　１点目の維持管理に関する経費の考えにつきまして、まずご回答いたします。
　まず、本来機能回復のための工事については、今回、日本大学が負担をすることとし、追加の工事は区が負担金を払う上で負担するということについては、今現在想定を見込んでいるところです。この後、追加の改修工事、区が要望するものに関しては、本来機能工事が行われた後に、例えばですけれども、楽屋を有効的に活用できるよう壁の一部を間仕切りにしたりですとか、あとは公衆電話が設置されているスペースなどについては、それを撤去してより使いやすくしたりですとか、かなり規模としては小規模なものにとどまるという想定をしております。なので、当初の負担金の金額に関しては、当然物価高騰があった場合の対応等が見込まれる部分はございますが、それが大幅に増えるということは現時点では想定はしていないところです。
　一方で、ご指摘いただいた部分については、２０年間運用するに当たって、その間に改修等が必要になった場合の考え方のことも含まれているかなということを認識しておりますが、この辺りの考え方については、まだ具体に整理されていないところもありますので、今後１０月から１２月に基本協定を締結する見込みとスケジュールに記載をいたしましたが、この基本協定の中で経費の負担についてどうあるべきかということについては、区と日本大学の間で明確に整理を行ってまいりたいと考えております。
　２点目が、運営方法につきまして指定管理者制度を前提としているというようなお話について、赤字が出た場合の対応ということでございますが、どういった運営状況が見込まれるかということも含めて指定管理料の設定ということについては考えてまいりたいと考えていますので、予期せぬ状況になった場合についてはもちろん協議はいたしますが、そういった赤字を前提としたような指定管理料の設定ということについてはないような形で考えてまいりたいと思います。
○岩佐委員長　よろしいですか。
　ほかにご質疑ございますか。
○はやお副委員長　非常に、カザルスホールというのは、やっぱり音楽には非常に特化し

たすばらしいところだと思っているんですね。今、費用のことをのざわ委員のほうから話が出ましたように、この素案のところの３ページ目に書いてある、うちの区が保有する、そういうホールといったら、今度は改修される内幸町ホールといきいきプラザー番町ということ、そこになってくると、今、補完しているというか、ここではできないよということで日経ホールを使いながら、何とかフェスティバルとか、何かやっていますよね。この辺というのは今回のカザルスホールを使うことによって、ある程度充当できる分野というのが出てくるのかどうかって、それは何かといったらば、補完していかなくちゃいけないということであるから、このことが同じものが幾つあってもしょうがないわけですよ。あとやっぱり何が一番心配かというと、幕を引く機能がないからあそこは、そうするとかなり限定的になってくるだろうなと思っている。すばらしい場所であることもよく理解していますけど、この辺はどういうふうに視野に入れて考えているのか、今後の用途としての役割分担をどういうふうに考えているのかということをお答えいただきたい。

〇榊原文化振興課長　今回カザルスホールを整備するに当たりましては、区民等から文化芸術活動をするときに、なかなか区独自の音楽ホールがないゆえにいろいろと予約が大変だというようなお声があったことも背景としてはございます。その一例として、秋フェスで日経ホールを使っているような事情もあるというところでございますが、今回、カザルスホールの整備ができた暁には、そういった秋フェスの会場としてここを見込んでいくということも当然考えているところです。なので、区が自前の施設を持って、そこで運営していくということがこの施設が整備できれば可能になっていく部分というのは非常に大きいのかなというのが１点ございます。

　また、用途につきましてですが、カザルスホールについては室内楽専用のホールとして整備されていることもございまして、現時点ではそれ以外の用途を幅広く用いれるような形になっていないというのはご指摘のとおりでございます。ここを音楽ホール以外の用途でも様々多用途として使っていくかどうかというところにつきましては、今、いろいろなヒアリング等も行いながら検討は進めているところでございます。音楽ホールに特化したここのカザルスホールならではのブランドということを維持していく重要性もあると思いますし、一方で、一定程度ほかの用途にも使えるような形でしつらえをしておくということも必要性がもしかしたらあるかもしれません。そういったところについては、今後整備の考え方を整理していく中で、どういった形が望ましいかというところについて考え方をまとめてまいりたいと思います。

〇はやお副委員長　そのところを整理してください。非常に、やっぱりカザルスホールということでの、非常に、何というんですかね、重要性というか、あそこの建築物のものがありますから、そこを保ちつつ汎用性の効くことというのがどうできるのか、ちょっと素人じゃ分からないんで、そこはやっぱり財源を含めて、また日比谷のところでもやろうとは思っているんですけれども、結局は祭礼文化ところで、私はある程度の一般社団法人みたいな、そういうものをつくって、文化という一つのキーにやりながら、音楽も文化ですから、そしてまた日比谷のほうのやつも文化になりますから、こういうものを大きい幅広の中で祭礼も考えていくということで運営を考えていって財源を確保していくという、だからその財源は何かといったらば直接な税金もあるでしょう。ふるさと納税もあるでしょう。そしてまた、クラウドファンディングみたいな形もあるでしょう。また民間からのお

金もあるでしょう。こういうような形で少し、文化というのは実際我々が考えている以上にお金がかかるんですよ。そうすると、やっぱりプライオリティーをつけていくと、何度も言っているんですけども、命を保障する保健福祉、それがやっぱり優先になってくるわけです。その次は人づくりである教育制度をどうしていく。ここのところがやっぱり基礎的自治体としてプライオリティーが高くなってくる。だけども、「教育と文化のまち千代田」ということで、どういうふうに永続的にやっていくかということをいろいろなからくりを考えていかなくちゃいけないというところに立っているから、こういう一つの文化芸術ということをキーにしながら、大きなダイナミックな発想で整理をしていく必要がもうここには来ているんだろうと思っているわけですよ。ただ、うちは一千何百億あるからじゃぶじゃぶじゃぶじゃぶ税金を使っていくといったって、もう１０年後にはもう３００億になろうという話が出ているから、この辺のところについての考え方というのはどういうふうに考えているのか、これは僕は大きいくくりの中で整理していかなくちゃいけないということは僕は伝えたいということで確認したいんです。

〇榊原文化振興課長　ただいまのご指摘については、カザルスホールの運営ということももちろんそうですし、そこを核として文化芸術を持続的に発展させていくに当たっての推進体制というご指摘もあったものかなというふうに認識をしております。ご提案を頂きました組織をつくった上で法人の形で何かしら推進体制を確保していくという形もあるかと思うんですけれども、例えば財団等をつくった上で運営をしていくというような方法については、他の自治体等でも見受けられるところでございます。その財団のよさもありますけれども、一方で、その財源をどう考えていくかとか、人材の確保をどうするかですとか、課題も一方であるということについてはお聞きをしているところです。そういった意味で、カザルスホールの運営自体もそうですし、文化芸術全般の推進体制というところについてどうあることが区にとって最も望ましいかということについては、引き続きメリット、デメリットを考えながら今後検討を深めてまいりたいと思っています。

〇岩佐委員長　はい。よろしいですか。

　田中委員。

〇田中委員　神田駿河台ホール、カザルスホールなんですけれども、文化芸術の振興に大変寄与するすばらしい取組だと思っております。今のはやお副委員長のご指摘とそのご答弁にも関連するんですけれども、契約期間が建物の耐用年数に即して決められたということなんですけれども、今回この契約の締結に当たって、千代田区側としては使い勝手のところで改装などをしていくところを担当というか負担するということですけれども、建物の躯体に関して刷新とか少しでも耐用年数を長くするような工事なりということは日大さんのほうでやっていただけるような取決めになっているのか、していっていただけるのか、そこら辺を教えてください。

〇榊原文化振興課長　費用負担の考え方については、ただいま委員ご指摘いただいたとおりとなっております。その中で、日大が行う工事として想定されているものについては、本来機能回復ということで、施設がホールとして利用されずになってから大分期間が経過をしていること、また、天井等についても、現在の法規上はそのまま運用できないような形になっているようなところもありますので、そういったところを中心にホールとして本来の機能を回復するようなところを担っていただく予定となっております。長寿命化を図

るような工事についてまで今回日大が行うということについては現時点では見込まれていないところではありますので、あくまで機能回復というところを主眼に置いたものが内容としては想定しております。
○田中委員　はい。ありがとうございます。このような貴重な建物であり、千代田区としてはすごく希少なホールでもありますので、なるべくそこら辺を日大さんのほうにも働きかけて、千代田区としても長期間使用させていただけるようにしていっていただけたらと思います。
○榊原文化振興課長　今回借り受ける期間については一旦２０年を想定しているところでございますが、必要に応じて区と日本大学で当該借受期間について別途協議していくということについては今回の基本構想でもうたっているところであります。そういったところは、今後運営していく中でご意見等も頂くこと、様々利用者、来館者の方から多いと思いますので、そういった声を日大にも伝えつつ、ここがどういった形で期間が変更できるかということについては先々検討してまいりたいと思っております。
○岩佐委員長　はい。よろしいですか。
○田中委員　はい。
○岩佐委員長　ほかにご質疑ございますか。
　すみません、私も１点聞かせてください。この指定管理者制度と直営で運営方式を比較されていて、やっぱり区民がどれだけこのカザルスホールを優先的に使えるかというのは、これは一つすごく大きなポイントだと思うんですけれども、内幸町ホールも指定管理者式で、区民利用の優先というのが実は１年に１週間しか無料で開放しないよと。あとはほとんど、これは今回の大規模修繕に当たって大きく見直していただいたポイントだったんですよね。なので、かなりここは区民が今まで音楽ができるホールがなくて、待望のホールですから、どれだけ区民がしっかり、スポーツセンターは逆に本当に区民がしっかり使える施設になっている。あれと同様に考えると、音楽ホールはどうしてももっと大きな音楽を触れさせる方向にちょっと行っちゃって、そうすると、いろんなアーティストを呼びましょうとか、そういったことで指定管理者が頑張っちゃうところがあるので、区民利用に関してはちょっと考え方を、内幸町ホールと同程度なのか、それに足してしっかり区民利用の在り方というのをちょっと考えていただけるのかどうかというのを、お考えをお聞かせいただけますか。
○榊原文化振興課長　ただいまのご指摘につきまして、今回、事業の方向性として４点方針を設けておりますが、その中で良質な芸術を届けるという意味で、一流のアーティストを誘致した上で鑑賞普及の機会を設けていくと、そういった方向はもちろん打ち出している部分はあるんですけれども、一方で、方針の３では、文化芸術活動の交流を図るということで、参加・交流を主体として地域住民が多く参画できるような考え方というのも見込んでいるところであります。そのため、区民の方に利用いただくということについてどの程度確保していくかということについては、やはり内幸町の事例がすごく参考になる部分があるかと思いますので、今後リニューアルオープンをして、実際にそういった環境が整った上で、区民の皆様からどういったお声を頂くかということについては、カザルスホールのほうの運営についても十分反映していくことを考えたいと思っております。
○岩佐委員長　ありがとうございます。

ほかにご質疑、大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。

それでは、（２）（仮称）千代田区立神田駿河台ホール（日本大学カザルスホールちよだ）活用に関する基本構想についての質疑を終了します。

次に、（３）日比谷図書文化館整備の検討について、理事者からの説明を求めます。

○榊原文化振興課長　それでは、続きまして、ファイル番号の１３、地域振興部資料３をご覧ください。

まず項番の１の趣旨についてです。本年１月２３日の本委員会におきまして本件に関する進捗状況をご報告させていただいております。その際には、築後６８年が経過したこの施設には様々な不具合が生じていること、またバリアフリーの改善が必要であること、そのほか敷地の所有者である都への確認、調整が必要であること等、課題事項をご説明しております。昨年度までの検討の結果、施設及び設備については抜本的な見直しが必要な状況であるということが確認をされておりまして、また、都への確認、調整についても進捗がございました。機能更新に関して必要な条件整理を早期に行うことができたため、現時点では日比谷図書文化館の整備は改築を軸に検討を進めておりまして、今年度中に基本構想を策定したいと考えております。

次に、項番の２、（仮称）新日比谷図書文化館基本構想検討会の設置についてご説明いたします。先ほどご説明をしたとおり、今年度基本構想を策定することに向けまして学識経験者等で構成する会議体を設置し検討を行ってまいりたいと考えております。検討会の構成並びに検討内容案については資料記載のとおりとなっております。

最後に、項番の３、今後のスケジュールについてご説明いたします。今月中に本検討会の設置を考えておりまして、その後、まずはこの施設におけるサービス及び利用状況等に関するアンケート調査を実施する予定となっております。こちらは施設を利用されている方はもちろん、これまで来館をしたことがないといった方も含め、現在の日比谷図書文化館に必要なコンセプトであったり機能を整理する上で、まず幅広い属性の方にニーズを把握することを目的として実施をするものです。その後、１１月には基本構想案を作成した上で、来年１月にパブリックコメント、翌２月の策定を予定しているところでございます。

資料のご説明は以上です。

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員　この日比谷の図書館はご承知のとおり超一等地で、とてもこの趣旨の内容を見るだけでもかなり大規模な工事になりそうなふうに見えまして、この工事の総額的なもの等々も含めたものに関して基本構想策定の前にいろいろ区民の方々にご案内をするようなお考えとかはあるのでしょうか、いかがでしょうか。

○榊原文化振興課長　工費の総額が幾らになるかということに関してご質問を頂きましたが、まずは施設の機能がどういったことが望まれているかですとか、それに必要な規模がどの程度になるかといったところの条件が整った後に工費についての考え方について整理ができるものと考えております。そのため、現時点で工費の総額についてのご説明というのはできないんですけれども、条件が整った段階で金額のめどが立ったら、こちらの委員会にももちろんご報告をした上で、ご議論いただければと存じます。

○のざわ委員　ありがとうございます。よろしくお願いします。
　あと、この今後のスケジュールのところでございますが、令和８年７月に基本構想検討委員会を設置いたしまして、１１月に基本構想の案作成で、令和９年１月パブリックコメント実施で、２月に基本構想策定というこのスケジュールでございますが、少し非常に速いスピードで進んでいくようにも見えますが、これに関して区民の皆様へのご理解が頂けるようなスケジュールというふうになっていらっしゃるのかどうか、いかがでしょうか。
○榊原文化振興課長　本件につきましては、令和６年の３月の予算特別委員会の分科会におきまして、老朽化が目立つ施設について、今後、機能更新を検討していく旨をご説明させていただいたところです。その後、時間をかけてどういった対応が望ましいかということについて検討を進めてまいりました。そのため、今後のスケジュールについては、速いスピードというようなご指摘もございましたが、これまで十分検討してきたことを踏まえて、その上で今後も引き続き丁寧に皆様に対してご理解を頂けるような基本構想の内容、また、どういったものを望んでいるかというようなアンケートの結果についてもご意見を聞く機会というのを設けながら進めてまいりたいと考えております。
○のざわ委員　よろしくお願いいたします。
○岩佐委員長　米田委員。
○米田委員　これから改修していくということなんですけど、当初文化館には文化財の展示スペースとか、こういったのがあります。文化財の事務室もあります。こういったところも改修になってくると思うんです。ミュージアムではないですけど、展示物に対してどのように改修していくのかとか、これからかとは思うんですけど、今の現段階で案がありましたらお聞かせください。
○榊原文化振興課長　展示スペース及び文化財事務室につきましては、現時点で具体的な考え方はまだ持っていないところではあるんですけれども、ただ、今現在も展示室については多くの方にご利用いただいているところでございますし、今後ニーズを確認しつつ、こういった機能を引き続き一定程度設けていくということについては、ある程度考え方の中には盛り込んでいるところではございます。事務室についても同様に考えているところでございます。
○米田委員　さっきも、今、課長、ミュージアムのところなんですけど、図書館の機能とミュージアムの機能は、これ全く考え方が違います。ミュージアムに合わせると、すごい費用もかかってくると思います。これをどのように検討していくかというのはちょっと大変な作業になってくると思うんですけど、今おっしゃったように、日比谷図書文化会館は皆さんが来られて、その帰りに文化財も見に行くという部分もあります。この区分けを、予算、非常にかかってくる可能性もありますけど、慎重の上に検討していただきたいんですけど、いかがですか。
○榊原文化振興課長　この間、東京都と協議を行う中で、建て替えに当たっては同種同規模であれば差し支えない旨の確認が取れているところです。そのため、今後大幅に施設のボリュームを大きくするということは実現不可能なので、現在の施設の規模の中で、図書館機能と、ただいまご指摘も頂いた博物館的な機能の部分、それをどう割合を変えるのか、維持していくのかというのが検討の主なテーマになってくるかなというふうに思っています。その辺り十分意識をしながら検討してまいりたいと思っております。

〇米田委員　この中には過去の画家何人かで書いた壁画が残っていると伺ったことがあるんです。これ、僕、間違っているかも分からないですけど、これは貴重な財産だというのも聞いているんですけど、この壁画は残すのか残さないのか、間違っていたらすみません。認識していなかったらちょっとあれなんですけど。
〇榊原文化振興課長　恐れ入ります。今現在ご指摘いただいた壁画の存在と合わせて、その価値がどういったものなのかということについての認識がございませんので、早急に確認の上で、まず実態を確認させていただきたいと思います。
〇米田委員　はい。
〇岩佐委員長　田中委員。
〇田中委員　日比谷図書文化館の整備ですね。こちらに関して検討会を設置していただくということで、この構成なんですけれども、図書館情報学専門家の方２名と図書館関係者１名、社会教育学関係者１名と、区民の方２名ということになっているんですけれども、この館の名前からして日比谷図書文化館という名称でもありますので、文化に関する専門家の方とかも入れたらどうかなというふうに思うんですけれども、今、文化財保護審議会なども行われていますので、そこら辺というのはこれでもう決定ということなのか、検討の余地があるのか教えていただけますでしょうか。
〇榊原文化振興課長　ただいまのご指摘につきまして、まず一つ、社会教育学関係者というところで、広く社会教育学、施設についても知見のある方についてはお声がけをしたいなというふうに考えているところです。また、文化芸術プランの検討会の中でもこのテーマについてはお諮りをした上で、皆さんがどういうようなお考えを持っているかということについてお伺いをしていくということは考えているところでございます。
〇田中委員　ありがとうございます。横の連携も含めて検討していただけるということで安心いたしました。ほかの、この検討会に限ったことではないんですけれども、様々な検討会や審議会など傍聴させていただく中で、すごく精鋭の方々ではあるとは思うんですけれども、トータルで６名という人数が、この検討会に限らず妥当なところなのか、もう少し増やすことも可能なのか、そこら辺も含めて広い意味で検討していっていただけるといいなと思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。
〇榊原文化振興課長　今回設ける検討会の規模としては、やはりあまり人数が多いと意見の集約が難しかったりですとか、一人一人の発言の機会が限られてしまうというところもあるので、６名というのは妥当ではないかなというのは考えてはいるんですが、一方で、議論の方向によってはこの６名の方以外にも、例えばオブザーバーとしてお越しいただいてご意見を伺うというような必要性が出てくることも見込まれますので、そういった際には、この会に関してはこういう方をお呼びしようですとか、そういった運用ができるような形で充実した議論を図れる環境というのは整えてまいりたいと思っております。
〇岩佐委員長　ほかにご質疑ございますか。
〇はやお副委員長　今、この基本構想をやる検討会ということで６名と、よく言われるのは、大体検討するのは６名から８名ぐらいというのが一応非常に活発な意見が出てきて、拡散しないとよく言われるらしいんですね。だからここは妥当だろうと。そこのところでありながら、何かというと、やっぱり日頃から男女共同参画なんかもあるように、この会議体の男女比率というのはどのようになっているのか。つまり、非常に柔らかい発想だと

か、やっぱりきめ細かさというのは、別に男性がいけないということではないんでしょうけれども、そこの男女比率というのを、委員長が本当は質問したいところを代わりに私が質問しているようなもんで、ちょっとその辺のところをお答えいただきたい。あんまりしないんだけど。
○榊原文化振興課長　現時点でございますが、６名のうち２名については女性の委員の方に入っていただきたいと考えております。
○岩佐委員長　ありがとうございます。
　はやお副委員長。
○はやお副委員長　ここのところがいいのか悪いのか。まあ、一応、でも、女性がきちっと入って、柔らかい、いろいろきめ細かな意見が吸収できると。
　あと、先ほどものざわ委員のほうから話がありましたように、今後のスケジュールなんですね。７月から１１月ということで、４か月で、これ、整理できるのかなと思っちゃうんですよ。あと、こういう当然のごとく事務局があるんでしょうけれども、ここに書いてあるサービス及び利用状況等に関するアンケート調査実施と書いてあるんですけどね。つまり何かというと、こういうシステムとか制度を設計する上で何をやるかというと、まず過去を確認するんですよ。現在どういうふうにボトルネックになっているかの課題を整理して、将来に向かって何をするかというのが大体その辺のところは整理。大体の人がもう過去で終わっちゃうんですよね。でも、ここで言うと、利用状況だとかというのは過去なんですね。過去情報を集約するんだねと。その次のアンケートというのが、場合によっては過去と現在が絡み合う。場合によっては未来の話も出てくるだろう。さらに何かといったらば、これだけの大きい投資をするとなると、将来に対する新しい機能とはどういうふうにするんだというのを今回の中から、知見者から出てくるのかということなんですよ。それで４か月で整理できるのかということなんですよ、普通に考えると、大きい投資をするということであれば。そうしたときについての４か月というのがやってみなくちゃ分からないってよく言うけれども、ある程度その辺のところはラフに考えているのか、パブリックコメントが決まっていますから、どういうふうに考えているのか、そのスケジュール感を考えている。
○榊原文化振興課長　まず、アンケートの内容につきまして、ただいまいろいろと貴重なご意見を頂戴いたしました。
　今こちらで考えている内容についても、やはりこれまで利用したことがあるかないかということで過去についてお伺いをした上で、もし利用したことがないのであれば、なぜ利用されなかったのかというような原因についての確認をするということは設問として考えています。また、その上で未来に向けて、では今後日比谷図書文化館にどういった機能があれば行きたいというふうに思っていただけるかというようなところについても確認をするということは設問の中で想定をしているところでございます。その中でどれだけのご意見を頂けるかというところはあるんですけれども、ご意見を頂いた内容を踏まえて、こちらの検討会の学識経験者の皆様にも十分ご議論を頂いて、一旦の予定としては現在のスケジュールの中で一定の整理をするということについては可能ではないかなということを想定しております。
○はやお副委員長　最後。最終的に財源の問題が出てくるわけですよ。先ほど言ったよう

な新しいスキームも考えつつ、その財源を確保してもらえることを検討してもらいたいと思っています。それは永続的に、今は例えば指定管理ということで、たしか結構ないい金額だった、８億だったか幾らだったかね、指定管理。これが何とかミュージアムで全部のいろいろ指定管理が幾つか重なって、で、トータルでと、この辺のところを含めて、やっぱりお金がかかってくるだろうと思うんですね。

あともう一つあるのは、やはりこれはちょっと僕も議員が古くなってきたからの内容ですけど、九段高校を取り入れて九段中等にしようといったときに、都との話合いの中で、これは水面下の話だと思うんですけれども、当時ここの日比谷は都立だったわけですよ。それで、そこをどうにかこっちにセットでパックで財源的に厳しくなるわけですよ、普通に考えて。それをやってきたというものがあれば、結局は都のほうからともいろいろな協定、話ができていると思うので、この辺のところ、何かといったら、これを維持していくためには都との話合いをきちっとしないと、財源について、また言うと財政課から怒られるんだけど、やっぱり特別交付金の話だって出てくる可能性もあるわけですよ。それで出すのか、この個別案件でやっていくのか分からないけれども、ここについてはかなり都合で運営することになってきたというところがあったときに、でも「教育と文化のまち千代田」としては重要な施設であるとは思いますけれども、その辺のところをどういうふうにやるのか、お答えいただきたい。

○榊原文化振興課長　現時点で、事業費やその財源を明確にどういうふうな形で整理をするかということについては、まだ未定の状況となっております。

また、事業費については、今、委員からご指摘いただいたとおり、イニシャルももちろんそうですけれども、運営をしていくに当たってのランニングコストというのも、どういった機能を入れるかによっては変わってくる部分がありますので、そこがどういった形になるかということも、今後、構想を考えるに当たっては、やはり検討が必要な部分かなというふうに考えています。

そういった施設に求められる機能や整備内容というのを整理ができた上で、国や都の補助制度の活用が可能、できるところがあるかどうかというところについて、財源の確保の部分での検討もやはり必要だということは考えています。

また、日比谷図書文化館、現時点でもかなり広範囲からいろんな方にご利用いただいている施設という側面もありますので、区の財政負担の軽減ということにつながるような観点で、都に対して、必要な財政支援ができないかということについての要望は行っていきたいということを考えています。

区全体の財政運営とのバランスも踏まえながら、どう検討を進めていくかということについては、文化振興課だけではなく、当然、財政課とも適宜情報共有を図りながら、進めてまいりたいと思っています。（発言する者あり）

○前田財政課長　特別交付金のお話も頂きましたので、私のほうからもご答弁をさしあげたいと思います。

今ご案内いただきましたとおり、特別交付金につきましては、なかなか、この場で詳細にといったところのご案内は、大変恐縮でございますが、差し控えさせていただければというふうに考えてございます。

しかしながら、やはり区の財政運営を考えていく上では、必要な財源を確保していく、

そのために努めていかなければならないというのは、もう十分に認識をしているところでございます。
　現在におきましては、基本構想の段階ということで、なかなか、どういった形で申請するかといったところのご案内までできる状況ではございませんけれども、必要なものを適切に申請し、また補助金等、ほかに財源確保の手段がないかといったところも含めまして、所管と連携をして、その財源確保には努めてまいりたいというふうに考えてございます。
○岩佐委員長　よろしいですか。
○はやお副委員長　はい。
○岩佐委員長　ほかに、この件についてご質疑ございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。それでは、（３）日比谷図書文化館整備の検討についての質疑を終了いたします。
　以上で、地域振興部の報告を終わります。
　暫時休憩します。
午後０時１９分休憩
午後０時２５分再開
○岩佐委員長　委員会を再開します。
　それでは、政策経営部の報告事項に入ります。政策経営部（１）議員対応記録の公表について、理事者からの説明を求めます。
○吉田総務課長　それでは、政策経営部の項番（１）議員対応記録の公表について、政策経営部資料１に基づきましてご報告申し上げます。
　本件につきましては、昨年度から実施しております議員対応記録の公表につきまして、７年度分の取りまとめが完了いたしましたので、ご報告するものでございます。
　区はこれまでも、職員が区議会議員等に対応した場合には、議員対応報告票を作成し、その内容を記録しております。
　令和７年度に提出された議員対応報告票は、７８０件でございました。
　このうち、区議会及び委員会での質疑に関する事業説明や軽易な確認等を除き、議員からの要望・申出に該当するものは、別紙にまとめておりますけども、８０件ございました。
　これらの内容につきましては、再発防止策の一環として、区ホームページ「コンプライアンス推進の取組みについて」に掲載いたします。
　公表時期は、令和８年７月中を予定しております。
　なお、この取組につきましては、今後も継続して実施していく予定でございます。
　ご報告は以上でございます。
○岩佐委員長　はい。ご報告いただきました。委員からの質疑を受けます。
○のざわ委員　公表方法のところで、要約を一覧表形式にまとめというふうに書いてありますが、区民の方々が、何か容易に、こう、見やすいように、ＰＤＦではなくて、こう、何かＣＳＶみたいな形で、こう、見やすくするお考えとかはいかがでしょうか。
○吉田総務課長　この制度につきましては、議員対応の内容を記録し、その概要を公表することで、透明性の確保ですとか再発防止を図ることを目的として取り組んでいるところでございます。で、このことから、今ではＰＤＦでご覧いただくことを主としております

けども、委員ご指摘のとおり、ＣＳＶ形式のほうが見やすいような状況があるということであれば、研究のほうはしてみたいと考えております。はい。

○岩佐委員長　はい。

　ほかにご質疑。

○田中委員　議員対応記録の公表についてですが、この対応は再発防止策の一環としてということで全てを否定するものではないんですけれども、再発防止策委員会のほうでも少し議論をしておりますが、この目的、本来の目的というのが再発防止ということだとすると、もともと、令和６年に発覚した官製談合事件というのは、一部の権力を持った議員と権力を持った幹部の方々の間で起きたことということで、一般の、まあ、そういうことをする権限もないというか、の人たちにこういうことをすることが、（発言する者あり）その職務時間を使って、こういうふうに報告書を上げたりだとか、２人体制で議員対応していただいたりというのが、業務時間の使い方としてどうなのかなという部分と、やはりこれを、まあ、一番取り締まるというか、懸念しなければいけないのは、この当時、発出をされた方だったりとか、そこは除外されていて、それ以外のあまり関係のない人たちが対象になっているような印象を受けますので、抜本的な再発防止策としては、これで十分なのかなという印象を受けますが、どうでしょうか。

○吉田総務課長　ご指摘のとおり、複数人対応や記録の作成・報告などに伴って、一部の事務負担というのは生じているかなと思っております。

　一方で、こうした取組は、他の自治体等においても実施されているものであり、特別に過大な措置であるということは認識しておりません。また、再発防止ですとか透明性確保の観点から、必要な取組であるということは考えてございます。

　また、この辺の対象ですとか、どういったところまでルールの厳格化を示していくかということについては昨年度の委員会でもご指摘を頂いておりまして、今現在も、他自治体のルールの定め方なども情報収集しているところで、検討中でございます。

○岩佐委員長　よろしいですか。

○田中委員　はい。

○岩佐委員長　ほかにご質疑。

○米田委員　簡単に。

　公表されるということで、私のも入っていますよ。（発言する者あり）で、例えば道路のくぼみができた。で、ここの対応はきっちりやっていただいているんで、その後どうなったかという――できるやつですよ。こういうのもあったらいいのかなと思うんですけど、対応して改善されたとかいうのがあればいいかなと思うんですけど、その辺の考えはありますか。というか、お聞かせください。

○吉田総務課長　今回、我々が取り組んでいる記録と公表に関しましては、やはり職員と議員との適切な関係を確保していくという観点からやっているものでございまして、（発言する者あり）ここで上がってきた要望に関しては、それぞれ各所管が受け止めて、それぞれの判断で対応していると考えられますので、その点までをまとめるということは、現時点では考えておりません。

○岩佐委員長　よろしいですか。

田中委員。
○田中委員　付け加えさせていただきます。この公表の仕方で、今、その結果というか、進捗も加えたらどうかというのがあったんですけど、私のほうからは、対応した課とか部署の名前を入れていただくというのはどうかなと思うんですけれども、そこら辺はご検討いただけますでしょうか。（発言する者あり）
○吉田総務課長　公表すべき事項につきまして、どこまでが適切かというのは、受け止めさせていただいて、研究させていただきます。はい。
○岩佐委員長　ほかにご質疑よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。それでは、この（１）議員対応記録の公表についての質疑を終了いたします。
次に、（２）旧永田町小学校校舎に関する記録の保存・活用に向けた取組みについて、理事者からの説明を求めます。
○冨澤財産管理担当課長　それでは、旧永田町小学校校舎に関する記録の保存・活用に向けた取組みについて、政策経営部資料２に基づきご報告いたします。
旧永田町小学校校舎の取扱いにつきましては、昨年度に実施いたしました校舎及び学校資料の取扱いに関する意見照会の結果や、本委員会でのご意見、委員会集約の内容なども踏まえ、その価値を将来的に適切に継承していくことが求められております。本日は、４月２０日の本委員会でご報告いたしました校舎の記録保存・活用に向けた取組について、その進捗状況をご報告するものでございます。
それでは、資料をご覧ください。項番１のデジタルアーカイブ等の制作です。
旧永田町小学校に関する「人の記憶」「校舎の姿」「写真や資料」などをデジタルの形で一体的に記録・整理するため、公募型プロポーザルにより受託事業者を選定いたしました。
選定委員会は、区職員５名に加え、ＩＣＴ・デジタルアーカイブ分野から学識経験者１名の計６名により構成し、６月２２日に提案採用者を選定するための審査を実施いたしました。
参加団体は４者で、最終被選定者はナカシャクリエイテブ株式会社東京支店でございます。
審査結果は、６００点満点中１位が４８１点で、２位以下は記載のとおりでございます。
今後のスケジュールにつきましては、今月の７月中に契約を締結し、令和９年３月にデジタルコンテンツを公表する予定でございます。
続きまして、２ページの項番２、思い出・エピソードの募集です。
旧校舎にゆかりのある方から、幅広く記憶を集めるための取組でございます。
募集期間は５月５日から６月３０日まで、直接持参、郵送、電子メール等により受付することとし、広報千代田５月５日号や区ホームページへの掲載のほか、区政情報コーナー、各出張所、広報板による周知を行いました。
その結果、エピソード出演に６件、テキストによるメッセージの寄稿に１５件のご応募を頂きました。なお、メッセージ寄稿につきましては、今後予定しております校舎見学会においても募集していきたいと考えております。

今後のスケジュールは、９月から１０月に、エピソード出演にご応募いただいたインタビュー対象者との事前打合せや撮影、１１月から映像編集などを行い、令和９年３月にはデジタルコンテンツを公表する予定でおります。
続きまして、３ページの項番３、有識者会議でございます。
有識者会議は、旧校舎の文化的・歴史的価値について、専門的な知見に基づき確認・整理するとともに、建築的価値や教育史との関わり、関係者の記憶等を踏まえ、記録・保存・デジタル活用の在り方を検討するものでございます。
会議の体制でございますが、委員については、建築・文化財分野では、日本建築学会よりご推薦いただきました加藤委員と、区の文化財保護審議会からご推薦いただきました山﨑委員、教育史文化では、教育史学会からご推薦いただきました小林委員、ＩＣＴ・デジタルアーカイブ分野では、デジタルアーカイブ学会よりご推薦いただきました嘉村委員の４名といたします。また、オブザーバーといたしまして、文化財担当課長と、項番１のプロポーザルで選定いたしました、デジタルアーカイブ等制作業務の受託事業者に参加いただきます。
また、今後のスケジュールは、８月上旬に第１回を開催し、その後は月１回程度、全４回を予定しており、１０月から１１月頃に最終報告書を取りまとめる予定としております。
また、会議開催後は、ホームページ上で会議録や会議資料を公表いたします。
次に、項番４、校舎見学の実施検討です。
昨年度に実施いたしました旧永田町小学校関係資料の取扱いに関する意見照会において、卒業生を中心に、解体前に校舎を見学したいという声が多く寄せられました。このため、安全性に配慮した上で、校舎見学の機会の提供について検討しており、現時点では、年内を目途に実施方法を整理し、年明け以降に、一定期間を設けて校舎見学を開催する方向で調整してまいります。
簡単ですが、ご報告は以上になります。
○岩佐委員長　はい。ご説明いただきました。委員からの質疑を受けます。
○永田委員　思い出・エピソードの募集に応募された方の、在住の方とか、そういったことは把握されているんでしょうか。
○冨澤財産管理担当課長　思い出・エピソードに募集いただきました、まずエピソード出演の６件のうち、在住の方は３名でございます。３件でございます。また、メッセージ寄稿で頂きました１５件、人数的には１４名なんですけれども、このうち、地域の方については４名の方でございます。
○永田委員　あと、今後、校舎見学会のときにも、そういった、いろいろ意見もメッセージも、そこに集まった方々から頂いたりとかというのもあるんで、継続して、もう少しこう、参加したい方というか、意見を言いたい方というのを募集したほうがいいと思いますが、特に近隣の町会など、町会長で永田小出身の方とかもいらっしゃいますし、投げかけると、結構いい方を紹介してくれたりすることもあると思いますので、もう少し時間をかけて、この辺を進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。
○冨澤財産管理担当課長　この思い出・エピソードの募集に当たっては、地域の町会長の皆様には、お声がけをさせていただいているところでございます。また、もう少し募集したほうがいいんじゃないかというお声については、ご指摘を受け止めて、検討させていた

だきたいとは思っておりますが、ただ、エピソード出演につきましては、当初予定を３名としていたところ、６名のご応募を頂きましたので、ちょっと、これ以上は難しいかなと考えております。このため、メッセージ寄稿というところにつきまして、校舎の見学会を経てもあまり集まらないようでしたら、そのときは再度募集するなど、検討してまいりたいと思っております。
○永田委員　あと、もう一つ。せっかく校舎見学会を開催するんであれば、そのときも、アーカイブ映像の一つとして、その記録というか、集まった方の、もちろん許可を取りながらも、その場で意見を言いたい方とか、いろいろあると思うので、そういった記録として校舎見学会も残していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
○冨澤財産管理担当課長　ご意見いただき、ありがとうございます。委員のご意見を踏まえて、そういった校舎見学会の場での思い出のエピソードというのは頂きたいと思っております。（発言する者あり）
○岩佐委員長　ほかに。
○田中委員　旧永田町小学校の校舎の記録保存・活用に関してなんですけれども、今回はデジタルアーカイブを作ってくださるということで、これはこれですごく大切な取組だと思っておりまして、なるべく高いクオリティーでの保存をしていっていただきたいなと思います。
　そこで、これから派生した形で、今後、まあ、仮にですけども、解体が進んで、新しい、まあ、どうなるかは分からないですけれども、建物が建てられるということになったときに、こちらのアーカイブを活用して、新しい建物に、今までの、この旧永田町小学校校舎の意匠、デザインとか、特徴的な部分とかを再現していただくという取組にもつなげられるんじゃないかなと思っておりまして、このデジタルアーカイブというのが、どういう形でその後皆さんに公開されるのか、ホームページでいつでも見れるようになるのか、ちょっと分からないんですけれども、実際の建物、同じ場所に建つ建物に、そのような思い出があるということは、ここの小学校に通われた卒業生の方などに対してもですし、広く千代田区の区民の方に対しても、思い出の保存ということで、いい活用方法になるんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。
○冨澤財産管理担当課長　まず、デジタルアーカイブでございます。予算には限りはあるものの、後世に残していけるようなものをきちんと作ってまいりたいと考えております。
　また、２点目の、建物がもし仮に解体された後、そこにまた建てられた建物に、ここに永田町小学校があったということが分かるようなものを残してほしいということだと思いますが、それにつきましては、まだ解体もされていないところですし、個別に何ができるのかというのも全く検討していない状況でございます。このため、そういった、仮に新しい建物、新しく建てる建物の検討をするときに、今頂いたご意見を受け止めて、検討させていただきたいと考えております。
○岩佐委員長　はい。ほかに何か。
○のざわ委員　今回のデジタルアーカイブ、皆様の思い出と、とっても貴重な資料ということで、今回の学識――このアーカイブの分野は、物すごくＩＣＴやデジタルの技術が日進月歩、物すごい勢いで進むところですので、学識経験者の方が１名ということで、もっといらっしゃって、ある意味、民間的な目で厳しく技術・内容を見極めるという目もあっ

たほうがいいんじゃないかなということで、今回は１名ということで、今後もこういうのは増えそうですので、まあ、もう少しいらっしゃってもいいのかなということに関してはいかがでしょうか。
○冨澤財産管理担当課長　今回、デジタルアーカイブの制作については、公募型のプロポーザルを行ったところでございます。選定委員会の構成につきましては、当該業務がデジタル技術の導入にとどまらず、旧永田町小学校に関する資料の保存ですとか継承、記録映像の制作など、多面的な視点から総合的に評価する必要があったため、事業の所管部門を中心とした区の職員に比べて、専門的知見を有する学識経験者にもご参画いただきまして、審査を実施したものでございます。このため、デジタルアーカイブだけにとどまらないというところで、ご理解いただければと思います。
○岩佐委員長　よろしいですか。
○のざわ委員　はい。
○岩佐委員長　はい、ほかに質疑ございますか。大丈夫ですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。それでは、（２）旧永田町小学校校舎に関する記録の保存・活用に向けた取組みについての質疑を終了します。
　次に、（３）旧軽井沢少年自然の家跡地活用に向けた方針（素案）に対するパブリックコメントの結果概要について、理事者からの説明を求めます。
○冨澤財産管理担当課長　それでは、旧軽井沢少年自然の家跡地活用に向けた方針（素案）に対するパブリックコメントの結果概要について、政策経営部資料３に基づきご報告いたします。
　本件につきましては、４月２０日の当委員会において、区が土地を継続保有した上で、区の財政負担に依存せず、民間活力を活用しながら、区民への利益還元や地域との調和を図るという考え方を整理した方針の（素案）をお示しし、併せてパブリックコメントを実施する旨をご説明させていただきました。今回、パブリックコメントの実施結果が取りまとまりましたので、概要をご報告させていただきます。
　それでは、資料３－１をご覧ください。併せて資料３－２をご覧ください。
　項番１の概要でございます。
　旧軽井沢少年自然の家解体後の跡地について、区有財産としての有効活用を図る観点から、取得経緯や、これまでの議論や検討を踏まえ、「旧軽井沢少年自然の家の活用に向けた方針（素案）」を取りまとめ、パブリックコメントを実施いたしました。
　次に、項番２、パブリックコメントの結果概要です。
　募集期間ですが、５月５日から５月１８日まで意見募集を行い、持参、郵送、ファクス、メール、区ホームページの送信フォームで実施しており、広報千代田５月５日号、ホームページ、区政情報コーナー、出張所窓口で周知を行わせていただいております。
　意見提出者数と意見数ですが、７名の方から７件のご意見を頂いております。
　頂いたご意見の内容は、資料３－２をご覧ください。
　ご意見の内容は、いずれも活用策に関するもので、おおむね四つの点で頂いたかと思います。
　まずは、これまでの当該地が担ってきた公共的・教育的活用や自然体験などの観点でご

ざいます。２点目といたしましては、文化、交流機能の観点でございます。コンサート会場や図書館、ホールなど、文化芸術や交流の場としての活用を求めるご意見でございます。３点目といたしましては、滞在・保養の観点でございます。サウナや公衆浴場、温泉つきの保養施設など、滞在・リフレッシュの場を求めるご意見でございます。また最後に、利用しやすさ、全世代対応の観点でございます。バリアフリー対応ですとか、個人利用のしやすさなどを求めるご意見でございます。

　区といたしましては、頂いたご意見を踏まえ、事業者の公募条件の策定に当たり、法令や周辺環境との調和、事業性の確保を踏まえつつ、用途を限定せずに多様な提案を受けられるよう、公募条件の整理を進めてまいります。

　次に、項番３、今後の予定です。

　今月７月に活用方針を策定し、その後、今年度中に事業者の公募に向けた条件整理と委員会報告を行わせていただく予定でございます。そして、令和９年度から、プロポーザル方式による事業者公募を実施することを想定しております。

　なお、今回頂きましたご意見と区の考え方につきましては、本日のご報告の後、７月２０日をめどに区のホームページで公表するとともに、広報千代田７月２０日号でその旨のお知らせをする予定でございます。

　簡単ですが、ご報告は以上になります。

〇岩佐委員長　はい。情報を頂きました。委員からの質疑を受けます。

〇のざわ委員　毎回申し上げておりますが、今、非常に経済環境が変化して、例えば一つの上場企業の時価総額で、日本全体の株式市場の時価総額を超えちゃうというような企業も出ているようなこの世界の中で、非常に多くの外国の方が日本に注目しているという中で、例えば民間を委託する可能性の質問もある中で、民間と、まあ、事業と、区役所が業務委託をするような場合に、その民間企業が倒産してしまいましたり、もしくは経営難に陥って、いきなり第三者に譲渡はしないと思いますが、予想外の買収に遭ったり等々で、区の意図しない事業者に土地が事実上占拠されるようなリスクも、可能性としてはあるのかなという中で、そのようなときは、どのようなことをお考えとか、対策がありましたらと思うんですが、いかがでしょうか。

〇冨澤財産管理担当課長　今、委員にご心配いただきました事例につきましては、まずは事業者の公募をする段階で整理いたしまして、その中で確認できるようにしたいと思っております。また今後、契約するに当たりましても、契約条件というのを定めてまいりますので、公募によって選定した後にでも、契約によっても、その辺りがきちんと担保できるような形に考えたいと思っております。

〇のざわ委員　あと、この５番のところで、意見の５番のところで、メレーズと自然の家の跡地の一体的な再整備、民間貸付けを検討するというのがあるんですが、こういうふうになりますと、複雑な利害関係等が発生する可能性があると思うんですけども、千代田区の土地の所有が揺るがないという形のお考えは、まあ、お考えで、そういう揺るがないを前提のお考えをしていただくのが、区民の皆様にとっていいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

〇冨澤財産管理担当課長　まずは、区の所有というのは揺るがないというところが前提でございます。その上で、頂きましたご意見にありますメレーズとの関係でございますが、

こちらは公募によって事業者から提案が出た場合には、検討する材料としては考えていきたいと思っております。
○岩佐委員長　よろしいですか。
○のざわ委員　あ、はい。
○岩佐委員長　大丈夫ですか。
　ほかに何かご質疑ございますか。大丈夫ですかね。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。それでは、（３）旧軽井沢少年自然の家跡地活用に向けた方針（素案）に対するパブリックコメントの結果概要についての質疑を終了いたします。
　次に、（４）留保財産の選定について、理事者からの説明を求めます。
○冨澤財産管理担当課長　それでは、留保財産の選定について、政策経営部資料４に基づきご報告させていただきます。
　本件は、令和８年２月に策定いたしました千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針に基づき、将来に向けて計画的に確保すべき区有財産を留保財産として選定するものでございます。
　それでは、資料をご覧ください。
　項番１、概要でございます。
　区では、将来の施設整備に備える資源として活用していくため、未利用又は暫定的に活用している区有財産のうち、一定の条件を満たすものについて、その保有や活用の考え方を整理・体系化した方針を策定しております。本基本方針に基づき、将来に向けて計画的に確保すべき財産を留保財産として選定するものです。
　項番２、留保財産の選定ですが、今回選定するのは、旧永田町小学校、旧九段中学校、小川広場、そして旧今川中学校の４か所で、いずれも一定規模の面積を有する区有財産です。
　選定理由でございます。これら４か所は、いずれも一定の広さがあり、法令上の条件を踏まえても将来の施設整備に支障が生じにくく、今後重要な活用が見込まれる財産として選定するものでございます。
　項番３、今後の予定です。
　今回選定した留保財産について、庁内の活用需要を踏まえながら、将来の公共施設整備を見据えた活用方針の策定に向けて検討を進めてまいります。また、具体の活用については、それぞれの留保財産ごとに検討してまいります。
　簡単ですが、ご報告は以上になります。
○岩佐委員長　はい。ご説明いただきました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。
　あ、はい、はやお副委員長。
○はやお副委員長　これ、ちょっと基本的で。永田町小学校については、まあ、留保財産だったと思うんですけれども、これって、そのときに一緒に留保財産にしたんだっけ、この位置付け。追加したわけでしょ。
○冨澤財産管理担当課長　旧永田町小学校につきまして、昨年度、留保財産の関係でいろいろと議論をさせていただいていたところなんですが、指定はさせていただいておりませ

んで、今回初めて留保財産４件を指定させていただくものになります。
○はやお副委員長　じゃあ、同時に、永田町小学校というのを、まあ、ちょっと不自然なぐらいに留保財産の方針と、まあ、あれが出てきたから、怪しいんじゃないの、なんて話をしちゃったんだけれども、まあ、こういうふうにね、やっぱり一般論として、この四つを最初からちゃんと留保財産として表示して、外形的にね、その中で、やっぱり今プライオリティー、地域の何、ニーズとして永田小というのをやってくれれば、あ、なるほどねって分かるんだけど、ここ、今頃になってこう、ほかのところもあのとき指定してって書いてあったっけ。言っていないよね。だから、ちょっとその手順、やり方がね、もう少し分かりやすくしていただきたいということを申入れして、ちょっと答えていただくことと、あと、旧九段中学校が５,０００平米もあった、あれという話なんだけど、ちょっとそれが、こういうことですよという話と。それと、あと――あ、そこだけ。その点についてです。だから、急に四つだとか、本来であれば、いきなり永田が入ってきちゃう、永田町小学校が来たから、何かこう恣意的ではないかと私は個人的に思っちゃったけど、これをこうやって出し、ここを手続としてちゃんとこういう書き方をしてもらいたい。例えば追加でこうなったというのが、これを出してしまうと、やっぱり地域の人たちがまた驚くからということで、部分的にスタートしたのか、ちょっと、そこの辺のところなのよ。ちょっとそこを、ちょっと説明していただきたい。
○冨澤財産管理担当課長　昨年度、旧永田町に関する取組と、あと留保財産というところが、同じ時期に出てきたというところで、そこが大変申し訳なかったかなと思います。留保財産に旧永田町小学校がもう指定されているんじゃないかというところで、誤解をされてしまったところが大変申し訳なかったと思います。今後はきちんと手順に沿ってご報告するように努めてまいりたいと考えております。
　また、旧九段中学校の敷地面積が５,０００平米を超えるかどうかというところなんですが、こちらにつきましては、ちょっと崖地になっておりまして、それで２か所に分かれているように見えるところでございますので、平米数、ないようには思われたかもしれないのですが、敷地面積としては５,０００平米あるものでございます。約５,０００平米あるものでございます。
○はやお副委員長　今、結局、ここのところでね、思い出すのは、小川広場だとか旧今川中学校だとかというところは、実はスポーツセンターの候補地に、というのを、一つ、代替え案として出たところ。
　あと、もう一つ出てきたのは練成中学。つまり、今、アートスクエアのところをやっているところと。だから、確認としては、もう小川広場も、まあ、当然のごとく現地建て替え、スポーツセンターがね。という方向でなっているから、現地建て替えなんていうことが分かったから、もう、この小川広場については留保財産ということで今後有効活用していくという中で話が出たということが、まず確認だということと。それで、練成中学も、その前に話が、旧練成中学ね、そこについては、あえてここに入れなくしたというのは、やっぱりアートスクエアの、つまりアーツ３３３１、今、アーツ３３３１というのか、ちょっとよく分かんないんだけど、まあ、その辺のところについては、もう使い勝手が決まっちゃっているから、ここの中に入らないんだと。ちょっとそういうところについて、もう一度分かりやすく。

○冨澤財産管理担当課長　まず、小川広場、旧今川中学校につきましては、今回、留保財産として選定させていただきましたので、その中でどういった使い方をするかという中には、当然、今後庁内で需要調査もしてまいりますけれども、スポーツセンターの代替地という話も出てくると考えてはおります。

また、旧練成中学校が、こちらの留保財産に入らなかったのはなぜなのかというところではございますが、そちらについては、平米数というところもございますし、あとは今現在使われているというところもございますので、アートスクエアの跡地として使われるというところもございますので、そういった点から、留保財産の候補としては外したものでございます。

○岩佐委員長　よろしいですか。

のざわ委員。

○のざわ委員　こちらも、くどいんですけれども、留保財産、売却しないということで、ありがとうございます。それで、ここでもやはり、例えば、例えはあれかもしれないですけど、１０年を超えるような民間等への暫定的な長期契約、もしくは貸出先の倒産ですとか、思わぬ買収等々で、区の望まない方の土地の実質的な所有ということが起きた場合の可能性の区のお考えはいかがでしょうか。

○冨澤財産管理担当課長　まず、長期貸付けをするかどうかというところなんですけれども、まずは留保財産、区の貴重な財産でございますので、将来の施設需要というところが、まず第一に出てくるかなと考えております。そういった中で、それがどうしてもない場合に、区の大事な土地を何も使わないというところは、非常にもったいないというところで、民間に貸し出すというところが最後の最後で出てくるのかなと思っております。

ただ、貸し出すといった中には、期間というところもすごく重要な点でございますので、あまり長期の貸付けにならないように、ただ、民間もやはりこう、基本的には長期で借りたいというふうな意向もございますので、そこは丁寧に確認しながら、議会にも報告して、もし、そういったことになった場合は、仮になった場合には、皆様にもお諮りして、きちんとご理解していただいた上で貸し出すということになろうかと思います。

○岩佐委員長　はい、のざわ委員。

○のざわ委員　あ、どうぞ。あ、大丈夫です。すみません。

○岩佐委員長　あ、いい。いいですか。

じゃあ、答弁のほうで。財産管理担当部長で。

○村木財産管理担当部長　財産管理担当部長です。すみません。ちょっと、ちょっと補足させていただきます。

先ほどのざわ委員のほうから、区の意に沿わない形で占拠されるようなことがあったら困るではないかというようなご質問がございましたが、ここの選定理由のところにもございますように、これは今後の各地域における行政需要に対応可能な立地や実績を有する土地として区として活用していこうということで、留保財産ということで指定させていただくものでございますので、その後の活用につきましても、区の行政需要、これについて、議員の皆様も、あ、議会からのご意見、あるいは地域からのご意見等を聞きながら、その行政需要に合った用途ということで使いますので、仮に行政需要を満たすために民間のお力を借りてやるのが一番いいという判断に至って、そういった形になったとしても、仮に

その後で皆さんの望まないような形で占拠されるということであれば、それはもう当初の計画からも外れたものでございますので、それはもう不法占拠ということになってしまうと思いますので、（「そうだよ」と呼ぶ者あり）我々としてはそういったことに対しては厳正に対処していきたいという、これについては、区として活用を図っていくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

〇のざわ委員　どうぞよろしくお願いいたします。

　あと、行政需要ということで、もう当たり前かもしれませんが、ぜひ、ここは大きな空間ですので、ここを民間にもし委ねるときがありましたら、防災・減災の拠点ですとか、教育・子育ての空間という公的機能も、まあ、最優先というのは理想ですが、優先的に確保していただけるような方をお選びいただくという考え方もあるかもしれませんが、そこら辺はいかがでしょうか。

〇冨澤財産管理担当課長　もし仮に民間事業者に委ねるというところになった場合には、今、委員のご意見のとおり、検討してまいりたいと思っております。

〇岩佐委員長　よろしいですか。

　田中委員。

〇田中委員　１点伺わさせていただきたいんですけれども、この留保財産の利用の仕方について、利活用の仕方について、のざわ委員のほうからも様々あったんですけれども、やはり区民の方々の懸念としては、今後活用されるにしても、そのプロセスの透明性とか、あとは、今までのそういう定期借地にしたところの経験を踏まえてというか、反省も踏まえて取り組んでいただきたいというところと、やはり区民の誇りというところを大切にしていただきたいなと。単なる数字上の計算だけではなく、ここが千代田区の土地で、本当に区民のために一番いい方法で使われているというところを留意しながら進めていっていただきたいと思うんですけれども、そこら辺いかがでしょうか。

〇冨澤財産管理担当課長　まず、プロセスの透明性についてでございます。こちらについては、今回、留保財産として選定させていただいた後、庁内の需要調査を踏まえたものに、区政のニーズであるとか、あとは地域のニーズというのを確認してまいります。その上で、個別の基本計画を立てるというところで、議会の皆様にもお示ししてまいりたいと考えております。

　また、定期借地というところでございますが、先ほどのご答弁と重なるところもあるかもしれないんですけれども、これは、まずは区による活用というところを大前提にしたいと思っておりますので、それでもなお需要がない場合、暫定活用も含めて需要がない場合に、定期借地というのが出てくるかと思います。そのときには、これは特別な場合と考えておりますので、財産の有効活用を図る観点での定期借地だと思いますので、その点については、もしそういうことになった場合には、議会の皆様にもきちんと説明してまいりたいと思っております。

　また、３点目の区民の誇りというところでございます。今回、留保財産に選定させていただいたところは、もともと学校があったところというところで、皆様が、地域の皆様が大変大事に思われている場所だと思いますので、ここは暫定活用でも本格活用でも、今後活用してまいるときには、きちんと地域の誇りというところも踏まえた形で対応してまいりたいと思います。

○岩佐委員長　ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。それでは、（４）──（４）じゃなかった。あ、いいんだ、（４）。（４）の留保財産の選定についての質疑を終了します。

　次に、（５）一番町職員住宅及び併設民間マンションの建替えについて、理事者からの説明を求めます。

○小林人事課長　それでは、一番町職員住宅及び併設民間マンションの建替えについて、政策経営部資料５に基づきご説明させていただきます。

　一番町職員住宅及び併設する民間マンションにつきましては、築４２年が経過し、老朽化による建物の劣化が著しいことから、マンション管理組合において建て替えを検討しているところです。

　本年夏頃に建て替え決議を行う予定となっておりますが、建物が一体として建設されていることから、職員住宅部分に関しましても、建て替えに同意したいと考えておりますので、今回、概要をご説明させていただくものです。

　それでは、資料をご覧ください。

　項番１の一番町職員住宅の概要です。所在地は、千代田区一番町６－２３。面積は、土地が１７２.８９平米、建物専有面積が５４７.１６平米。竣工は昭和５９年１２月で、築４２年の建物となっております。職員住宅の住戸数は、世帯用１０戸、単身用４戸の計１４戸となっております。

　なお、先ほど申し上げましたように、区と民間の所有する二つの敷地に、職員住宅とロイアル一番町という民間マンションが一体として建てられた建物となっており、区の敷地は昭和２５年に、名誉区民である故大島義愛氏から区に寄附されたものとなっております。

　参考といたしまして、資料中段に建物の周辺概略と建物概要を記載させていただきました。建物は、図のような状況になっております。

　次に、項番２、経緯です。

　冒頭申し上げましたように、一番町職員住宅及び併設する民間マンションのロイアル一番町は築４２年が経過し、老朽化による建物の劣化が進んでおり、特に設備関係の劣化が著しく、給排水管の不具合による漏水等が頻発しているような状況にあります。

　大規模な修繕や建て替えをするにしても、一番町職員住宅とロイアル一番町は建築基準法上も区分所有法上も一つの建物となっているため、一体での建て替え等が必要になるといった法的な制約があります。

　現在、この建物を管理するマンション管理組合では建て替えを検討しておりまして、今年の夏に建て替え決議を行う予定となっております。

　最後に、項番３、今後の方向性です。

　先ほどご説明したように、築４３年を迎える建物で、老朽化、特に給排水や空調などの設備関係の劣化が著しく、漏水等が頻発しているような状況であり、現在、修繕も追いつかず、経費がかさむような状況になっております。

　こうした現在の建物全体の老朽化の状況や、先ほどご説明いたしました法的制約の点などを踏まえまして、区としても職員住宅部分を含むマンション全体の建て替えに同意することにしたいと考えております。

一方で、現在検討されている建て替え後のマンションにつきましては、１部屋当たりの設計面積であったり、設備水準といったような仕様等が職員住宅に合わず、かつ管理費や修繕積立金といった維持管理経費が現行に比べまして非常に高額になることが予想されていることから、建て替え後の建物に職員住宅を設置することが困難なため、従後財産の活用策につきましては、全庁的な需要等を踏まえて検討していくこととしたいと考えております。

建て替えには同意いたしますが、今後、従後資産の取扱いにつきましては、庁内でも検討を進め、また改めて当委員会にもご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、ご説明は以上になります。

○岩佐委員長　はい。ご説明いただきました。委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員　こちらの、こちらって、ここに書いてありますが、昭和２５年、名誉区民である故大島――すみません、大島様――それは、ちょっと名前が間違うといけませんので、ごめんなさい――から、九段小学校校長住宅用として区に寄附されました。非常に歴史と重みのある大切な宝物だと私は思います。

それで、今回、このような形で建て替えになると思いますが、当たり前だと思うんですけども、改めてご確認なんですが、今回、総合設計制度によって、容積率緩和を利用して建て替え検討ということで、まあ、床全体の価値、メリットですとか、区の土地、拠出割合が適正かつ、区にとって不利になっていない、つまり１ミリたりとも面積・価値を損なうことなく、区の財産として永久に保持し続ける状況になっているとは思うんですが、もう一度、いかがでしょうかと、教えていただけますか。よろしくお願いいたします。

○小林人事課長　ご指摘のように、名誉区民大島義愛様から寄附された大切な土地であるということは、区としても認識しているところでございます。ご説明したように、建て替えするとした場合には、法的な制約などもあって、区分所有になる形になろうかと思います。昭和２５年の寄附されたときから、これまでの間、長い間、寄附者の方の思いに沿うような活用をしっかりしてきたものというふうにも認識しているところでございます。従後資産の活用方法につきましては、今後検討を進めていくことにはなろうかと思いますけれども、寄附された方の思いが、引き続き何らかの形で引き継がれるような活用方法を見いだしたいというふうに考えております。

また、総合設計制度を活用した建て替え、管理組合のほうでは、そういった形を検討しているということですけれども、まだ検討段階のものですので、確定したものではないというふうにも聞いております。今後の建て替え検討の中で、様々検討していくことになろうというふうに思いますので、説明されたものであったりとか、提示される資料、こういったものを踏まえて、当然のことながら、区としては貴重な財産だというふうに考えておりますので、財産を最大限有効活用できるような活用策であったり、検証であったりということをしっかりと行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○岩佐委員長　よろしいですか。

永田委員。

○永田委員　ここの当該地の２割ほどが区の所有ということで、今回、職員住宅には、も

う使用しないということは分かりました。そうすると、事業性を追及するというわけじゃなくて、公共的な活用も含めた、今後、構想、基本構想というか、そういうのをつくっていくと思いますが、この場所、半蔵門の５番出口は、通学が特に多くて、ほぼ、もうパンクしている状態で、通りのこちら側にも駅の出口を作ってほしいという要望もあるんですが、そういったようなことも検討の一つとして可能なのでしょうか。
○小林人事課長　今後の従後財産の持ち方になるんですけれども、どういった持ち方をするかというのは、これからの検討になります。例えばですけれども、従後財産のマンションの敷地に区の権利を得るということもあろうかと思いますし、あるいはお金に換えてしまうということも可能性としてはあろうかと思います。あるいは、ちょっと手順・手続、いろいろ制約はあるかと思いますけれども、別の場所であったりとかといったところに土地や建物というのを入手するということも可能性としてはあろうかと思いますので、そういった点も踏まえて、今後検討を進めていくことになろうかなというふうには考えているところでございます。その際に、公共的な用途として使うので、何かということができるのあれば、そういった申入れもしたいと思いますし、できないのであれば、ちょっと、その辺はご容赦いただきたいというふうになろうかと思います。
○岩佐委員長　よろしいですか。
　秋谷委員。（発言する者あり）
○秋谷委員　すみません、不勉強なもので、一般論としてちょっと教えていただきたいんですけれども、区分所有権を有する、ほかの、千代田区が区分所有権を有するほかの建物というのはありますかね。何でもいいんですけど。なければないでいいですし、何か、何個かあれば教えていただきたい。
○岩佐委員長　結構あるんじゃないの。あるでしょう。（発言する者あり）うん、結構あるよ。
○秋谷委員　何でも。（発言する者あり）
○岩佐委員長　大丈夫。（発言する者多数あり）
　財産管理担当課長。
○冨澤財産管理担当課長　はい。財産管理担当課長です。
　西神田併設庁舎に区分所有を持っております。
○岩佐委員長　秋谷委員。
○秋谷委員　ありがとうございます。区分所有権があると、外壁部分については共用部分になるかと思います。そこに関しては、管理組合が管理していると。区分所有権を持つ建物について、仮にです、仮にです、仮に特定の議員のポスターがあるとか、特定の政党の何かが貼ってあった場合、区はどう対応なさりますかね。（発言する者あり）
○岩佐委員長　ええっ。（発言する者あり）
　暫時休憩します。

午後１時１６分休憩
午後１時１７分再開

○岩佐委員長　委員会を再開します。
　答弁からお願いします。財産管理担当課長。
○冨澤財産管理担当課長　壁につきましては、共用部分になりますので、管理組合で決定

されることかと考えております。
〇岩佐委員長　秋谷委員。
〇秋谷委員　まあ、区分所有権が区にあってと、区民の方も、その建物に区分所有権があるんだなと思えば、やっぱり区の管理が及んでいたり、やっぱり政治的中立のことはしっかりと、仮にです、その話、仮の話ですから、（発言する者あり）まあ、昔あったかもしれないんですけれども、もしそういうことがあれば、（発言する者あり）厳正な対処をしていただいて、しっかりと政治的中立性を維持していただければなと思います。今後ともよろしくお願いいたします。
〇冨澤財産管理担当課長　委員にご指摘いただきましたとおり、政治的な中立性が保てるように対応してまいります。
〇岩佐委員長　はい。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
　はやお副委員長。
〇はやお副委員長　ここのところのちょっと確認なんですけども、ちょうど真ん中のところの図の【周辺概略】と書いてあるんですが、一番町の職員住宅ということで、ブルーの道が、私道があるんですけど、これは、あれ、全部千代田区の私道なのかということ。つまり何かというと、多分、道路づけがしていないと、そこの上にある私有地というのが、もう今後動けなくなるはずだから、なので、建て替えもできなくちゃったり、何かいろいろあると思うんですけど、これはちょっと、どういう状況になっているのかお答えいただきたい。
〇小林人事課長　ちょっと分かりにくいんですけれども、【周辺概略】の一番町職員住宅から出ているブルーのところ、こちらの私道については、区の所有になっています。で、「ロイアル一番町（Ａ棟）」とある、本当にブルーの私道と接しているところの、うっすらとロイアル一番町の区分所有の土地も実は入っているんですけれども、これはすごく狭い土地になっています。あ、多くは区の私道と、私道ということになっております。
〇はやお副委員長　まあ、じゃあ、結局は、例えば区分所有になってきたときに、売却なり、もしくは何かの形で換える、財産を。そういったとき、この私道のことも同時になってしまうんで、ただ、上に書いてある、そこの一番町の上に書いてある北側のほうの私有地の方には、ご迷惑がかからないようになっているということであればいいんだけど、そこをちょっとお答えいただきたい。
〇小林人事課長　ご指摘のように、ここは私道になっておりまして、一番町職員住宅、現在の一番町職員住宅の上にある私有地の方も使用している私道になりますので、そちらを廃止することは、恐らくできないかと思います。住んでいらっしゃる以上は。
　なので、仮にですけれども、この私道も含めて売却なり、手放すという可能性が仮にあったとしても、ここは道として引き続き使われるものというふうに思います。もしくは、これは切り離して、区が単独で私道として管理するということも可能性としてはあろうかと思います。
〇はやお副委員長　分かりました。
　あと、結局、概括的に、ここのマンション自体の問題ではないんですけれども、結局は何かといったら、職員住宅ということで、これは高価になるということでね、様々な判断の中で、今回は、場合によっては売却もあり得る。でも、住まない方向であるということ

は大きく決まってきていると。という中で、例えばこの１４戸、世帯用の１０戸と単身用の４戸ということになっているんだけれども、何を言いたいかというと、今後発災時のときに、職員の数を今増やしていこうという考え方だったと思うんだけれども、この辺のところについて、どういうような、例えばここ、まあ、しょうがないよ、外圧で、いろんな諸条件の中で決まったことだから。今後こういう職員の数を増やしていこうということになったら、どういうような対応で、対策で、ただ、ただの横引きで、ここがなくなったから、どこかに移ればいいだろうというんではないと思っているわけ。増やそうとしていったら、どういうふうに今後職員住宅、つまり発災時のときの応援体制を確立していくのかといったときの考え方はどう整理しているのかをお答えいただきたい。
○小林人事課長　一番町職員住宅、１４戸というふうに記載がありますけれども、来年竣工予定の四番町公共施設の四番町職員住宅は２４戸になりますので、仮に一番町職員住宅を廃止して、四番町職員住宅が増えると、差引きしても１０戸分が増えるような計算には、計算上はですけれども、なろうかと思います。直営で、今、職員住宅を運営しているんですけれども、その不足する部分を借上げ部分で臨機応変に補う形で、現状としては運用しているような状況にあります。
　ご承知のように、最近の物価高騰の影響で、民間の賃貸マンションの家賃も非常に高くなっていたりとか、職員住宅で使用するため、比較的長期間の契約をしたいところなんですけれども、マンション所有の方に関しては、２年更新と、短期での契約が原則になっていたりとか、なかなか、場所の関係とか、確保するのが難しい状況にはなっているんですけれども、先ほど申し上げた四番町職員住宅をはじめ、直営のものプラス借上げ型のもので、そういう災害対策であったりとか地域活動、こういったものをしっかり促していきたいというふうに考えているところでございます。
○はやお副委員長　まあ、分かりました。一番町については、当初ね、そういうことで、四番町の直営のところを持っているから、それで１０戸ぐらい増えるよと。場合によってはと。そこで暫定的。
　あと、今、急には言えない、分からないことかもしれないけど、長期的な視野に立って、この辺のところはね、災対のほうともよく相談していただきながら、やはり節目節目のところでこういう計画を立てていくんだということを、やっぱり整理する必要があると思うんですよ。というのは、実際、この前のときにも出たように、富士山の噴火を考えた場合、場合によっては地震より大きい影響が出るかもしれないと。そういうときはマンパワーが非常に必要になってくるということになると思うんですね。そうしたときに、喫緊の課題として、どういうふうに職員を配置するということについての考え方を可及的速やかに整理する必要があると思うので、その辺のところは、ちゃんと庁内で、全庁的にどうやって話していくのか、また、その覚悟があるのかということだけはお答えを。今日は、だから、具体的内容は別にしながら。
○小林人事課長　委員長、人事課長。
○岩佐委員長　人事課長。
○小林人事課長　はい。
○はやお副委員長　人事課長。答えられるの。
○岩佐委員長　うん。中根さん、中根さんがいないし。

〇はやお副委員長　あ、中根さん、いないから。
〇小林人事課長　あ、ええ、ええ。はい……
〇はやお副委員長　だから、中根、中根さん、誰だったっけ、担当は。
〇小林人事課長　災害対策・危機管理、（発言する者あり）災害対策・危機管理課長に関しては、前人事課長だったので、状況はよくご存じなのかなというふうには思っているところではありますけれども、まあ、職員住宅の管理規則においては、災害対策要員を確保するとともに、地域コミュニティ活動の活性化、あるいは職員の福利厚生を図るといったことを目的に、職員住宅のほうを貸与しているところです。また近年、職員の新規採用者も増えていますので、人材確保の面でも効果が期待できるのかな、なんていうふうにも考えているところです。まあ、様々な目的、効果といったものがあろうかと思いますので、そうした目的・効果をしっかり引き出せるような制度運用に努めてまいりたいというふうに思っております。
　災害対策・危機管理課とは、こういった状況も密に連携を取りながら、どういうところに職員住宅を配置するかというのも話合いをしているところですので、引き続き、そういった運用を続けていきたいというふうに考えているところでございます。
〇岩佐委員長　はやお副委員長。
〇はやお副委員長　もう、前のね、区長は非常に、住宅を造るとかということをすごく嫌がっていたんですよ。だから、そういうときもあったけども、彼は彼で、やっぱり執行官としていろいろ思いがあったんでしょう。でも、やっぱりもう今後は、こういう職員たちについて、先ほどもありましたように職員数も増えてきているから、やっぱり予算措置をしっかりしていただいて、計画的な予算対応をしていただきたいと思いますので、どうですか。というので終わりにします。
〇小林人事課長　職員住宅の戸数とか計画、明確に定めたものというのは現状ないんですけれども、これまでの委員会等でもご説明していますように、職員住宅に関しては、直営と借上げの総数で、将来的には１１０戸確保することを予定しているということは申し上げてきたかと思います。先ほど申し上げたとおり、直営で不足する分を借上げ型で対応するなどして、今、運用していますけれども、こういったことを続けながら、あるいは、先ほど申し上げた課題等もありますので、見直しなども適宜行いながら、適正な職員住宅の運営に努めていきたいというふうに思っております。
〇はやお副委員長　はい。
〇岩佐委員長　よろしいですか。はい。
　ほかに何かご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇岩佐委員長　大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇岩佐委員長　それでは、（５）一番町職員住宅及び併設民間マンションの建替えについての質疑を終了いたします。
　以上で政策経営部の報告を終わり、日程２、報告事項を終了します。
　日程４、その他に入ります。（発言する者あり）日程３でしたね。
　日程４、その他に入ります。

委員の方から、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇岩佐委員長　はい。執行機関から何かございますか。

〇湯浅契約課長　７月３日の本委員会にて、はやお副委員長よりご依頼がございました、五十通りにおける再開発等の検討状況につきまして、関係所管のほうに確認いたしましたので、情報提供という形でご報告をさせていただきます。

電機大学跡地開発計画の地域貢献の一環として、五十通りの一部の歩道において整備が実施されておりますことを確認しております。

報告は以上となります。

〇岩佐委員長　はい。よろしいですか。

〇はやお副委員長　はい。

〇岩佐委員長　この件について、ご質疑、大丈夫ですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇岩佐委員長　はい。ありがとうございます。

それでは、最後に日程５、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。

閉会中といえども委員会が開催できるように、議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇岩佐委員長　はい。ありがとうございます。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。長時間、お疲れさまでございました。

午後１時２７分閉会